

平成21年第3回美祢市議会定例会会議録(その4)

平成21年9月25日(金曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	岩 崎 敏 行
係 長	佐 伯 瑞 絵		

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	兼 重 勇
市民福祉部長	山 田 悦 子	市立 病院事業局長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	総合観光部長	山 本 勉
総務部次長	田 辺 剛	総務部次長	福 田 和 司
総合政策部長	金 子 彰	市民福祉部長	古 屋 勝 美
建設経済部長	齊 藤 寛	市民福祉部 次長	藤 井 勝 巳
次		建設経済部長	
次		商工労働課長	

病院事業局長	白井栄次	教育長	永富康文
経営管理課長	國舛八千雄	消防長	坂田文和
教育委員局長	久保毅	美東総合支所長	坂本文男
事務局長	杉本伊佐雄	代表監査委員	三好輝廣
会計管理者	西山宏史	上下水道課長	中村弥寿男
秋芳総合支所長	古屋安生	市民福祉部	岡村恵右
支所長	田代裕司	高齡障害課長	
監査委員局長			
農業委員局長			
事務局長			
地域福祉課長			

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 3号 平成20年度美祢市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 議案第 4号 平成20年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 5号 平成20年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 11号 美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 12号 美祢市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 7 議案第 13号 美祢市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6号 平成21年度美祢市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 9 議案第 7号 平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第 8号 平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 11 議案第 9号 平成21年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 議案第 10号 平成21年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 13 議案第 14号 字の区域変更について

- 日程第 1 4 議員派遣について
- 日程第 1 5 会期延長について
- 日程第 1 6 報告第 2 号 平成 2 0 年度の決算に係る健全化判断比率について
- 日程第 1 7 報告第 3 号 公営企業の平成 2 0 年度の決算に係る資金不足比率について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 平成 2 0 年度美祢市一般会計決算の認定について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 平成 2 0 年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 平成 2 0 年度美祢市観光事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 平成 2 0 年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 平成 2 0 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 平成 2 0 年度美祢市老人保健医療事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 平成 2 0 年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度美祢市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 美祢市職員の特殊勤務手当に関する条例及び美祢市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 9 決算審査特別委員会の設置について

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） ご報告いたします。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）、議員派遣一覧、以上2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、佐々木隆義議員、原田茂議員を指名いたします。

日程第2、議案第3号から日程第13、議案第14号までを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 登壇〕

建設観光委員長（佐々木隆義君） おはようございます。それでは、只今より建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案4件につきまして、去る9月7日、午前9時30分より委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

まず、当日、7月の豪雨による農林建設災害現場4カ所を現地踏査させていただきました。

それでは、議案第12号美祢市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について御報告を申し上げます。

近年、異常気象による局地的な豪雨が増加し、土砂災害も毎年のように発生している。美祢市においては、山口県施工の工事件数が20年度4件、21年度も4件が予定されています。

それでも、要整備箇所は三十数カ所あるのが現状で、この県営工事を受ける者から費用の一部を負担願うことになっていますが、その分担金が旧美祢市は市が全額

を、旧美東、秋芳町は町と受益者が2分の1ずつとなっているが、新市合併後速やかに調整することとなっていることから、今回統一した条例を制定するので、執行部より条例内容についての説明がありました。

委員より、急傾斜の崩壊区域は傾斜30度以上、距離10メートル、対象戸数10戸であるが、その家と家との間隔、距離は何メートルか、基準があるのかとの問いに対し、執行部より、事業的には50メートル以内が一連の急傾斜地で1カ所という判断になっております。それ以外では傾斜度はいいが、その急傾斜地の地域の最終的な全部の幅の位置、それから30度を外に広げた範囲が保全区域となり、それが5戸以上で採択となり、10戸以上であれば国庫事業となります。その10戸の家の距離が50メートル以下でないと、一連の保全住宅戸数とならないとの答弁でありました。

また、委員より急傾斜地の危険区域は指定がしてあるのか、申請をしなければならぬのかとの問いに対し、執行部より、この事業は地元の要望を受けて県において傾斜度、高さ関係、保全戸数、その他要件を精査して採択となる可能性があるので、要望者より土地の協力等完全に協力できる体制をもって県の評価システム委員会で新規事業として採択する方法となっていますとの答弁でありました。

委員より、条例施行期日は22年4月1日から施行となっているが、既に指定区域に入っておれば、22年度以降の工事については、そのままよいのかとの問いに対し、執行部より指定区域にまず入りますので、入っておれば当然その後の事業はよろしいとの答弁でありました。

委員より、民家の裏山の地主が違う場合、市が地主との調整役をされるのか。また、民家5戸以上のうちに、お寺とかお宮は入るかとの問いに対し、執行部より裏山の持ち主が違う場合には、地域をもってその辺を調整されたい。というのは、防水工事をするので、基本的には住宅部分でなく、山すそ部分をする。その土地は無償提供となってきますので、十分認識された上で施工することとなる。よって、地元調整をお願いしたい。

また、お寺、お宮については、人家ということで庫裏等であれば対象となります。人家以外では公共施設等であれば、採択になる可能性もあるとの答弁でありました。

本議案につきましては、そのほかに質疑、意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第5号）について御報告を申し上げます。

平成21年度美祢市一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ10億7,856万9,000円を追加するもので、本委員会では本委員会所管事項について執行部より主な事業等についての説明を受け、その後質疑を受けました。

委員より、竹材の資源活用事業運営補助金2,000万円について、最近美祢社会復帰促進センターの開所当時と現在では、刑務作業も大変忙しくなっている現状で、そういう中で竹箸の在庫がどんどんたまっている。90万から120万ぐらいとも聞いている中で、美祢市内で利用されている竹箸はほとんどが中国産で、1膳2円弱と聞く。美祢市産はお土産用として7膳で150円、ばら売りで100膳420円、1膳で4.2円となるが、箸の単価を下げ、あるいは原価の値下げについてどのようにお考えかとの問いに対し、執行部より製造単価が6円から7円かかっております。これを割って値下げすることは、現状では考えていないとの答弁でありました。

引き続き委員より、全国的に観光地の土産用の箸は300円から500円で、美祢市は7膳150円。そうすると、竹の子のほうに採算を依存せざるを得ない。23年度までの3年間運営補助金を出す計画であるが、このままでは3年たっても運営補助金を出すことになりかねない。市長も申しておられるマネージャーの導入について、その方が販売員となられるのであれば、その販売員あるいはマネージャーの育成を十分にされたいとの発言に対し、市長より、販路のきちっとできていない現状の中でスタートせざるを得なかったことが、現状のような状況になっています。従って、この販路をきちっと開拓していくこと、また生産コスト、販売コスト、この辺をとらえまして整理し、なおかつ対外的な販路を開拓できる人材を発掘したいと思っているとの答弁でありました。

委員より、工務関係職員は平時より職務に終われていると思うが、今回のような災害が発生すると、その対応は十分か。災害復旧班的な時限的な部署を考えられてはとの問いに対し、市長より災害復旧班をつくることは、他のセクションの人員を削減することになります。現スタッフは一生懸命仕事をしており、努力の仕方、勉強も十分にしております。かつ足りないところは、臨時的職員で対応したいとの返答でありました。

委員より、災害のうち、公共土木災害は標準断面で査定が受けられるが、農業施設は細部的な査定設計書を作成することとなるが、1、2、3次査定に間に合う可能性はあるのか。なければ次回に回すことも考えておられるのかとの問いに対し、執行部より、土木災害については第3、4、5次の査定を受ける体制をつくっております。十分対応はできる。農林災害は土木災害査定より少しずらして時間的な余裕をもってスタートすることとなっており、10月初旬から11月にかけて毎週行われる予定で、全市で192件ですが、本年度中に査定はすべて間に合わせるように進めているとの答弁でありました。

委員より、消費者問題で11件あると言われたが、具体的にはどういう内容か。また、その対応についての問いに対し、執行部より、本市において11件の問題が起きました。主なものは、悪徳商法にかかるもの、多重債務にかかるものが多かった。年々多種多様な手口に及んでいるので、これをクリアするための専門セミナーもありますので、そういった専門的な知識を習得するための研修会にも参加させたいとの答弁でありました。

また、委員より、設計委託料というか、コンサルタント料が割高と思うが、何か基準があるのかとの問いに対し、執行部より、技術者がおりますし、決まった土木について設計基準資料でやっております。建築についても、国交省が出している基準をもとに算出しておりますが、県との協議で若干のリストの修正はあるが、基本的には制度上で決まったとおりとなっておりますとの答弁でありました。

また、当日机上配付されました美祢農林開発株式会社の補助金支出に係る基本計画について執行部より説明があり、要約すると、21年度については年度半ばを過ぎているが、竹箬もある程度順調に製造ができていますので、今後は販路を見つけて販売を重視していきたい。竹の子の水煮はスタートして1カ月に満たないが、いろいろな問題点を分析しながら、22年度の本格的稼働に向けて進めたい。

また、補助金を活用して圃場の整備、組織あるいは人材育成を図り、また管理部門の確立により事業の円滑遂行を図っていきたいとの説明でありました。

本議案につきましては、その他に質疑、意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）について御報告を申し上げます。

執行部より、業務委託料34万6,000円について、去る6月2日、山口秋芳プラザホテルにおいて発生した一酸化炭素中毒事故に伴って、美祢市女性の会より大阪府高槻市松原小学校の事故に遭われた児童について、何らかの役に立ててほしいとの寄附を受けたもので、市としても今後相手方と協議を行う中で、一番よい形で使わせてほしい。そのために、旅行会社等へ委託することとなるので、今回計上をさせてもらったとの説明でありました。

本議案につきましては、質疑を求めるとも質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致をもって原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号字の区域変更について御報告を申し上げます。

執行部より、今回の字の区域変更は、秋芳地区の鍛冶屋地区土地改良事業による字界の変更で、事前配付された図面をもとに説明を受けました。

本議案につきましては、質疑を求めるとも質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上、本委員会に付託されました議案4件はすべて可決され、引き続き委員各位にその他発言があればと求めたのに対し、委員より、公益的事業のある指定管理者の件で、四半期ごとに収益を見ながら指定管理者が適切な運営をしているかどうかとの報告を願ったと思うが、その辺の四半期の報告があれば提示してほしいとの発言に対し、市長より、5月に策定した改訂ガイドライン、事業者より四半期ごとに市に対し報告をさせるということは説明したところです。従って、議会に対し執行部がどのような形で事業体から出された四半期ごとの報告を提示するかということは、議会サイドと執行部でそれを整理する必要があると思うとの返答でありました。

以上をもちまして、建設観光委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、本委員会の所管にかかわる農林建設事業及び観光商工事業に関することについて、引き続き審査することを議長に申し出ておりますので、併せて御報告を申し上げます。

以上であります。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。有道議員。
3番（有道典広君） 先日、議会本会議で竹岡議員が言われました2,000万円の補助金の赤字の分ですね。そのときに限界利益とかいろいろ言われまして、

700万今後見込まれている600万の売り上げ収益を仮に30%ふやしたら、赤字が520万になると。っていうことは、520万から700万の赤字かなということで私はお聞きしておるんですが、竹の箸の値段ばかりで、2,000万がそのまんま出せるのかどうかというのは、討論に出なかったんでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 佐々木委員長。

建設観光委員長（佐々木隆義君） 失礼しました。この件につきましては、本会議の質疑あるいは全協の中でいろいろ話が出てきました。それで、特に有道議員が言われたことについては、各委員会の発言はございませんでした。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 有道議員。

3番（有道典広君） せっかく議員のほうから赤字が700万ないし520万じゃないかと言われて、2,000万円補助金を出すと。私はちょっと疑問に思うんですが、これ以上委員長報告ですから、追求してもあれでしょうけど、そういう発言をなかなか議長も委員会で徹底的審議すると言われてましたんで、私も発言を控えたんですけど、今見ると出ていないということで、もう少し検討していただければと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑は、田邊議員。マイクをお願いします。

14番（田邊諄祐君） 2,000万円の補助金について、どういう補助金なのか、その辺を具体的に説明してほしいんですけど。

議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。委員長報告に対する質疑ですから。

14番（田邊諄祐君） そしたら、執行部のほうをお願いします。

議長（秋山哲朗君） いえ、そういう時間帯じゃないです。

14番（田邊諄祐君） だから、委員長にその辺をさ、詳しくどの程度調べておられるのか。

議長（秋山哲朗君） いや、調べるとか調べないとかじゃなしに、委員長報告に対する質疑の時間ですから、そのような質問をしていただきたいと思います。

14番（田邊諄祐君） そしたら、委員の中で2,000万円の具体的な説明があったんでしょうか、どうでしょうか。もしなかったら、執行部のほうに聞いてもらえませんか、具体的な内容を。

議長（秋山哲朗君） 初めのほうの委員長、あったかなかったかということの発言はされてもいいと思いますよ。佐々木議員。

建設観光委員長（佐々木隆義君） つけ加えることも、さしおることもございません。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。田邊議員。

14番（田邊諄祐君） そうしたらね、2,000万円が何に使われたか全然わからないで審議されたんですか、その辺をお伺いしたいんですけど。それじゃ審議にならないと思いますので、僕は内容を説明してほしいんですよ。その内容次第によっては、当然意見もあると思いますので、ぜひ執行部のほうお願いします。

議長（秋山哲朗君） 田邊議員（発言する者あり）だから、今のこの本会議場での場面がちょっと違うと思いますので、発言のほうをよく考えて発言していただきたいと思います。よろしいですか。ちょっと待ってください。

14番（田邊諄祐君） ルールはわかりますよ。しかし、我々はそういう発言をする機会がないじゃないですか。

議長（秋山哲朗君） いや、ないことはないと思います。

14番（田邊諄祐君） いや、ないじゃないですか、現実に。いや、都合の悪いことはね、どういふのかな、意見を述べさせないようにするのが今までの市政じゃないですか。

議長（秋山哲朗君） そういったことはありません。

14番（田邊諄祐君） 都合の悪いことは、全部テレビでもカットするようなのがね、現実じゃないですか。やはり市民はね、やっぱり本当に審議したことを、その審議の内容を、その辺を僕は知りたいと思いますよ。竹については、これいろいろ問題がありますのでね、やはり綿密にやっぱり審査するのが必要だと僕は思いますけどね、議員である以上は当然だと思いますよ。だけど、そういう機会がないじゃないですか、こういう機会じゃないと。

あなた方はルール、ルールって言われるけど、いいですか、指導的立場の人はルールを無視してやられても、だれも皆だまってるじゃないですか。だから、そういう議会じゃいつまでたっても美祢市はよくなるじゃないんですよ。だから、私はあえて発言してるんですよ。

だから、私が言った意見も必ずテレビでカットしないでやってくださいね。（笑

声) お願いします。いや、都合が悪いことはカットされるんじゃないですか困るんですよ。市民はやっぱり知る権利もあるんですからね。

議長(秋山哲朗君) 前に田邊議員、カットしたのは、あなたの発言が間違っただからカットしたんです。それはあなたの了解をとっておくと思います。

14番(田邊諄祐君) いや、私にとってませんよ。この間市長はやる気がないんじゃないかって言いましたよ。それは全部カットされてるじゃないですか。

議長(秋山哲朗君) あなたの了解をとってカットをしております。間違いございません。

14番(田邊諄祐君) いや、美祢市はね、農林業っていうのは非常に大切なんですよ。だから私はあえて言ってるんですよ。(「ちょっと議長、もうルールに基づいてやらないと、議会がルール破っちゃうもんじゃだめだから、進行してください」と呼ぶ者あり)

議長(秋山哲朗君) はい、わかりました。

そのほか質疑は。

14番(田邊諄祐君) ちょっと待ってください。そりゃ、具体的にある議員が言うてもルール違反なことも随分あると思いますよ。しかし、それは無視して我々の本当に市民の代表の意見を言うのには取り上げないで、しかもテレビでカットすると、僕はそういう市政やったら、村田市政は絶対続かんと思いますけどね。

議長(秋山哲朗君) 田邊議員、いい。

14番(田邊諄祐君) いやいや、大事なことから言ってるんですよ。

議長(秋山哲朗君) 田邊議員、いいですか。

14番(田邊諄祐君) いいですよ、どうぞ言ってください。

議長(秋山哲朗君) 座ってください。

14番(田邊諄祐君) はい。

議長(秋山哲朗君) 先ほども繰り返したように、あなたの発言をカットしたのは、あなたの了解をとってカットをしております。

14番(田邊諄祐君) いや、とってませんよ。

議長(秋山哲朗君) これは間違いありません。

14番(田邊諄祐君) この間のテレビとってません。とってないじゃないですか。だから文句言ってるんです。

議長（秋山哲朗君） いや、間違いありませんし、あなたが意見を言われる場面は、当初議案上程されたときもあります。そして、最後の採決のときもあります。そこできちっとした意見を言ってください。今のこの時間帯は、委員長報告に対する質疑ですから、間違わないようにしてください。よろしいですか。

南口議員。

21番（南口彰夫君） ちょっと議事を今、議長が言われるように、きちんと整理をされたほうが私もいいと思います。

それから、田邊議員の発言については、確かに発言を放送するのに、議会の了承をもってカットをした経緯が田邊議員に限らず、私もカットされたことがあります。少なくとも私の経験では、MYTが導入されて以後、1人、2人じゃなかったんです、カットされたのは。既に亡くなられた議員もおられますけど、しかしながら、今までの経緯からするならば、私が在籍している間は、議員の意思、意向を無視してカットした事実はなかったと私は認識しています。

そこで、委員長にお尋ねなんですが、先ほど約私初日にも同じような質問をしてるんですけど、この2,000万円が美祢農林開発に投入される理由は、やっぱりその議会のみならず、会社を設立した経過があるので、よく議論をしていただきたい。とりわけその用途については、当然所管の委員会で議論になるでしょう。

しかしながら、先ほど委員長報告の中で、この件については、本会議場の初日並びに全協議等で議論された経緯があるのでということで、ひとくくりにされた報告になってしまったんですね。ですから、できれば本来初日市長のほうの発言の中にもあったように、その美祢市の森林保全と竹の繁茂対策、それから農家を守っていくというその有形無形の事業に投入する意味合いもあるという報告でしたので、できれば若干休憩をとって、先ほどの初日と全協等であったこの2,000万円の用途、何となく今このままで終わると、ほかの議員もやっぱり困ると思うんですね。

2,000万円が何となく議決はしたが、使途不明金のように使われるという誤解を招く恐れがあるので、できれば委員長並びに議長にお願いをして、その初日で行った議論と全協等で含めて、2,000万円の市長並びに執行部の報告を整理して、もう一度報告していただけないでしょうか。さっき一まとめに、初日と全協等で報告されたのでという形でまとめてしまったので、そこで誤解が大きくなってしまおうという思いがいたしましたので、できればそういうお取り計らいをしていただきたい

いと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 今、南口議員が言われたその委員会でそういった審議があったかないかと。

21番（南口彰夫君） いや、委員会じゃなくて、委員長報告で今。

議長（秋山哲朗君） あくまでも委員長報告ですから、委員会であったことをやっぱり報告しておると思うんですけども。

21番（南口彰夫君） それを委員長報告で、いいです、あくまでも委員長報告でこの2,000万円にかかわる報告と、この運営補助金という形の補正予算が議論として初日の中で議論をされ、また全員協議会等で議論をされましたのでという形で、ひとくくりにしてしまったので、その中身の議論は、逆に言やあ委員長報告になってしまってるんです。だから、それだけでいくなら、その誤解を生みかねない。だから、そういうことでその初日にあった議論と全員協議会であった議論を、整理されて報告されたらどうですかと言います。委員長報告に対してです。

議長（秋山哲朗君） わかりました。ちょっと座ってください。

21番（南口彰夫君） ただし、今すぐこの短時間の間ですぐ答えれって言うたって、恐らく準備されてないと思うので、若干の時間をとられたらどうでしょうかという御提案です。

議長（秋山哲朗君） 佐々木委員長、この件について委員会であったことの中で、整理してできることがあれば答弁ができますか。佐々木委員長。

建設観光委員長（佐々木隆義君） お答えします。

先ほど委員長報告を申し上げました。そこに先ほどの本会議、あるいは全協でのことが一まとめになっておるということ、ある面においてはこれは事実であったというふうに思います。話がなかったことをあつたがごとく私は申してはおりませんけれど、一旦そういう委員長報告を申し上げておりますので、私はあえてまた質疑等があれば、そういうような後の質疑の中で質問をしていただきたい。

今の時点では、私は休憩で答弁を、現時点では変える考えは持ち併せておりません。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員、よろしいですか。（発言する者あり）

わかりました。そのほか質疑はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今、今回委員長のほうから竹材資源活用事業でこの補助金等2,000万円について御報告がありました。この件につきましては、我々も資料をいただきまして、今後この補助金によって中・長期的なビジョンとして今後竹箸、主要なメインテーマについては、今、南口議員が言われた森林対策、竹材の繁茂対策、そういう形でしっかりと、また受刑者に対する業務をしっかりとさせていく、そういうところの必要なテーマについては、我々もちゃんと聞いているわけであります。

その中で、いかにこの竹の子の煮炊きと、そしてこの割り箸、竹箸のね、要するにこれは法務省管轄での受刑者の仕事として、どうしても受けてやらざるを得ないこういったことがあったと思います。

そういうことで、今後これが四、五年たったら何とか販売網を強化して、少しでもこの補助金によって黒字がやっていくという報告は我々も受けております。そういったことで、もし委員長、今回の中でこれが五、六年たってもなかなか割り箸の販売ちゅうのは、なかなか大変なところがあります。竹の子の煮炊きであれば、何とか収支とんとんぐらいになりそうな方向もありますけれども、この辺のより何といたしますか、販売の強化をどう進めるかということと、あともしこれがずっと補助金を投入し続けなければならなくなったときに、その辺の委員会でのお話というのがあったら、教えていただきたいと思っております。

議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。その前にきちっと整理をしなくちゃいけないことは、各議員さんにはそれぞれの資料は出ておると思いますし、これに対する勉強会も開いたと思います。そして建設観光委員会においても、執行部のほうから資料に基づいた説明はなされておるといふふうに思いますし、それはきちっと市民の方も見られておると思います。

ただ、佐々木委員長の報告の中には、この執行部からの説明のことは省略されたから、議員もわかりにくいということはわかりますけども、ただ委員会ではぴしっとした資料に基づいた説明はなさっておられます。

それを踏まわれて発言をしていただきたいと思っておりますし、わかりにくいから議員の皆様にも、資料の説明は全員の方にしておると思います。よろしいですか。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 布施文子君 登壇〕

教育民生委員長（布施文子君） 只今から教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案5件につきまして、去る9月8日、教育民生委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして、審査の順に従い御報告申し上げます。

まず最初に、議案第11号美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御報告いたします。

執行部より、今回の改正は、カルストの湯の開館時間、使用料についての見直しであります。これは、かねてより市民やカルストの湯運営協議会から見直しの要望がありまして、市民の一体感、公平性を図ることを目的として改正するものでありますとの説明に対し、委員より条例改正に当たって地元住民の合意が十分でないのではないか、また、岩永、下郷地区の住民にとっては、施設建設当初ごみ焼却場の受け入れの代替として受け取った1億円を拠出して、総事業費の3分の1を負担した経緯があり、その際に地域振興に役立ててほしいとの要望があった。

今回の改正は、地域振興がないままの料金の値上げは合意できないとの声があるがどうかとの問いに対し、執行部より条例改正に当たっては、運営協議会と十分協議の末、満場一致で了解を得ております。この施設は高齢者福祉施設でありますので、振興対策につきましては、附帯決議という形で要望が出ておりますとの答弁に対し、委員より地元の人を優遇する株主優遇券のようなものを出したらどうかとの意見に対し、執行部より、この施設は主に地元の方々が多く、今回回数券を導入したことにより、100円の値上げは67円程度にとどまると考えておりますとの答弁がありました。

また、委員より、カルストの湯の費用対効果はどうかとの問いに対し、執行部より20年度の実績は支出が721万1,473円に対して、収入が274万6,500円で、450万円程度市費を出しておりますとの回答がありました。

また、市長より、この条例の改正に当たっては、地元の6団体の方々の全員総意

で了解をいただき、議案を出させていただいたものであります。振興策については、我々の大きな命題でありますので、それぞれ秋芳、美東、美祢地域の審議会の意見を吸い上げて、全市的な振興策を考えていかなばならないと考えておりますとのまとのめの発言がありました。

本議案に対しましては、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり全会一致にて可決されました。

次に、議案第13号美祢市国民健康保険条例の一部改正について御報告いたします。

この改正の内容は、緊急の少子化対策として出産一時金の額を引き上げるもので、この条例は平成21年10月から施行するものでありますとの説明がありました。

本議案に対しましては質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり全会一致にて可決されました。

次に、議案第6号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第5号）について御報告いたします。

本委員会では、所管の事項につきまして執行部の説明がありました。

委員より、児童公園の管理経費2,700万円補正されているが、遊具の安全点検を早目にして、子供たちが安全に楽しく遊べるように配慮してほしいとの要望が出されました。

その他、質疑、意見はなく、本議案に対しましては採決の結果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

次に、議案第7号平成21年度美祢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御報告申し上げます。

執行部より、今回の補正は歳入歳出それぞれ264万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ32億6,758万1,000円とするものでありますとの説明がありました。

この議案に関しましても質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

最後に、議案第9号平成21年度美祢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について御報告いたします。

執行部より、老人保健医療制度は平成21年3月末をもって廃止され、以後は後

期高齢者医療制度に移行しておりますが、月おくれ請求や過誤調整等にかかわる医療費の支給義務が続いており、予定では平成22年度まで特別会計を保有することになります。歳入歳出予算の補正は、それぞれ9,621万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,965万3,000円とするものでありますとの説明に対し、委員よりの質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案5件につきまして、審査の経過と結果についての報告を終わります。

次に、その他の項として協議いたしましたことについて御報告を申し上げます。

美東町のボランティア団体から、市長及び議長あてに出されました陳情書の取り扱いについて話し合いました。

まず最初に、執行部よりこの団体をボランティア団体の育成として考えるか、介護保険法による配食サービス事業として考えるか、二通りの考え方があります。前者は、現在100団体の登録があり、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに登録されております。後者は、現在6事業所が行っています。どちらの考え方をとるかによって担当課が異なります。

双方のメリット、デメリット及び課題についての説明があり、市民福祉部としては、ボランティアの育成という方法で考えていきたいと考えておりますとの説明がありました。

委員より、配食サービスの実施要項の再構築に当たり、高齢者への福祉サービスについても市民の活動を加味する考えがあるかとの問いに対し、その意向はありますが、介護保険法のもとでの誓約等もあり、ハードルが高いのではないかと考えますとの答弁がありました。

委員より、この件に関しては要綱の見直し、調査研究も含めて、今後市民団体の活動も十分配慮してほしいとの要望が出されました。

以上で、9月8日に開催いたしました教育民生委員会のすべての委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、本委員会にかかわる件に関して引き続き調査することを申し出ておりますことを、併せて御報告を申し上げます。

以上でございます。

〔教育民生委員長 布施文子君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。南口議員。
21番（南口彰夫君） 只今の委員長報告で、カルストの湯の設置及び管理に関する条例で、使用料の値上げで運営協議会では全会一致で賛成の議を経ているという報告がありました。この議会の開会中に、地元の関係者複数の方々から声をかけられて意見をお聞きしました。

料金値上げのことについてというよりも、当初固形燃料のあの施設、ごみの焼却施設をつくる経過の中で、地元の既得権として1億円与えられたと。それで、そのお金を使って地元の振興策としてこのカルストの湯の建設に至ったと。なので、自分たちの既得権という言い方はちょっと表現として適切ではないかと思いますが、本来自分たちに与えられたこの地元としての振興対策並びに地域の活性化も含めて、与えられた1億円がカルストの湯に投入されていると。そこで、そのカルストの湯を拠点にしたその地元の振興策、活性化対策などが議会でどのように議論をされているのだろうかという質問を受けたのが1点です。

それから、2点目に、この値上げで、じゃあその管理運営が将来的にきちんと安定してなされていくのか、先ほど申した1点目の地元の活性化対策なり、地元の方々に対応するための対策費も含めて、その見通しがきちんと立ったものなのかどうか、この2点を質問も含めて意見としてお聞きしたので、その点について委員会での議論等について、ただ委員会のあり方として、その委員長報告が委員会の委員から質問があった、なかった、なかったから報告する必要はない、そういう単純な委員会なら、委員会のあり方そのものをもう一度私はここで議論する必要があると思うんです。

田邊議員の議員の発言の仕方、多少若干そりゃ議会運営とすりゃ問題があるが、ただ先ほど申したように、大きな誤解を受けると、きちんと整理したらどうなのかということも御提案したように、委員会として意見が出なかったら、それはなぜ出なかったのかは、ある程度委員長のそれぞれの委員長の責任として答えてもらわなければ、すべてが初日で議案提案で、すべてが初日で終わっていると。その後の議論は認めないということでは、議会制民主主義のふうには成り立たないと思いますよ。

初日で不十分であれば、最終日で補うということは、当然議会として最終議決を

もって議員として態度を決めるときには、私は田邊議員の意見の根底にある思いとしては、共通するものがあると思っておりますから、その点も踏まえて、布施委員長にはきちんと責任ある、それでもし責任がとれないというのなら、即刻委員長の座からおりられても、議場から出られても結構ですから、きちんと責任ある委員長報告としてしていただきたいと思えます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員、あくまでも田邊議員が言われたように、意見を言わせないとか、そういう場面がないとかということじゃないと思えます。

21番（南口彰夫君） 私はそう。

議長（秋山哲朗君） 議案上程したときも初日のありますし、最後に御意見を聞くときもありますので、誤解のないように。カメラが入ってますので、市民はそういうふうに誤解しますので、この場はあくまでも委員長報告に対する質疑ですから、そこをよう考えて質問していただきたいと思えます。（「議長」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。布施委員長。

教育民生委員長（布施文子君） お答えをいたします。

振興策につきましては、本委員会では話し合いの対象とはなっておりません。条例の改正について、あくまでも話し合いがなされました。振興策につきましては、いろいろ委員さんからも質問等もありました。最後に、市長のほうからまとめの発言として報告をいたしました。今後振興策については、きちんと考えてまいりますよという御回答がありました。

二つ目の質問につきましては、よく聞こえませんでしたので、もう一度手短にお願いをします。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 二つ目の質問を、なら要点だけ言いますと、地元施設の運営協議会と併せて、地元のその活性化、振興策を練るための対策をとる委員会が、協議会が二つあるんですね。その二つあることを理解して、その意見がどう反映をされているかというのが二つ目の質問。

議長（秋山哲朗君） 布施委員長。

教育民生委員長（布施文子君） 二つの協議会につきましては、名簿もきちんと提出をしていただきまして、そして皆さん共通理解をした上で協議をなさっていたと

考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

2 1 番（南口彰夫君） そうすると、2 番目の回答と1 番目の回答が矛盾するんじゃないかと思うんですけど、1 番目に地元の振興策、活性化対策があくまでも1 億円の補助金を地元からいただいたときに、これを拠出してカルストの湯を建設するというときの条件であったと。その条件がどう満たされているのかというのが、少なくとも私が地元からお聞きしている声なんです。ところが、先ほどの報告からすると、それは委員会で委員の質問でなかったもので、議論がなかった。

ところが、委員の質問の前に、執行部の報告が本来あるわけなんです。ですから、そうすると執行部の報告が極めて怠慢であったという理解になってしまうんですが、そういうことなんでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 布施委員長。

教育民生委員長（布施文子君） 報告はまとめましたので、執行部として振興に対することの発言については、多くを語られませんでした。これにかかわって条例の改正に至るまでの経緯につきましては、きちんと報告があったと思います。そう考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。私が発言するようなどこじゃないんですけども、振興策については、そのカルストの湯のその地域だけじゃなしに、市全体を考えていきたいというふうな市長の発言だったと思います。

2 1 番（南口彰夫君） いいですか、あくまでもこのカルストの湯の建設に当たって、国の補助金も含めながら地元が1 億円、これは1 億円を地元に出したのは、迷惑一市二町の衛生組合議会の時代ですが、地元に変な迷惑をかけるという形で、その地元迷惑料として支出しているお金のはずなんです。

それを地元がその地域の活性化と振興策のために役立つようにということで、当時の秋芳町とカルストの湯の建設に至ったということであれば、少なくとも合併を通じて今の執行部に責任があるのは、カルストの湯の管理と併せて、当然地元の使用料の値上げということになれば、地元がもともと要望している美祿市全体のじゃないですよ、1 億円は地元の方々が拠出してつくったという経過を踏まえて、その

振興策なり活性化策は、やっぱり何らかの形でもって、その経緯を踏まえて委員会に報告をして、地元の方々の使用料の値上げの負担も含めて了解を得ていると、得たいという形で報告、提案するのが、少なくとも事の経過からいけば責任じゃないですか。

それがないままなされたんなら、委員会でその執行部の報告の怠慢があったため、あえて議論をしたくてもできなかつたと、それはそれは当然委員会としては気の毒な、委員長立場としてもほとほとほんとは情けなくなるほど質問されたけど答えられないと、これほど議員として、委員長として情けない思いをすることはないと思いますよ。

一番大事な地元との関係で、少なくとも1億を拠出して公的施設を建てるというときの、やっぱり約束がどう守られていきよるんかということが、一番大事なことなんじゃないですか。それについて、委員長のほうからその質問もなければ、報告もなかったということであれば、当然その報告がなければ委員は質問できんですから、ということであれば、執行部の報告の怠慢ではないかって委員長が気の毒だなと、御苦労さんでした。

議長（秋山哲朗君） 南口議員、委員長の答弁が要りますか。（発言する者あり）

布施委員長。

教育民生委員長（布施文子君） 委員長は気の毒だという発言がありましたが、決して私は気の毒だとは思っておりません。自分なりに、まだまだ南口議員さんほどのベテランではありませんが、私なりに一生懸命委員長としての役を果たそうと頑張っているつもりでございます。

このカルストの湯につきましては、大体が高齢者施設でありまして、その1億円を使って高齢者施設を建てたことそのものが、もう一つの振興策になっているのだと、そういう報告も執行部のほうからございました。そのことをつけ加えておきます。

その後の振興策につきましては、附帯事項として上がっておりますと、それから、全体的にオールラウンドって美祢市の振興について今度取り組んでまいりますよということでありましたので、私たちとしまして、審議はそれで打ち切ったという経緯をおわかりいただきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

この際、暫時 11 時 15 分まで休憩をいたします。

午前 11 時 02 分休憩

.....

午前 11 時 16 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

なお、お願いでございますけども、委員長さんにもそれぞれの人格がありますので、やっぱり議員の発言には少し気をつけて発言していただけたらと思います。よろしくお願いします。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 荒山光広君 登壇〕

総務企業委員長（荒山光広君） 只今より総務企業委員会の委員長報告を行います。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案 5 件について、去る 9 月 10 日に委員会を開催し、委員全員出席のもとで審査いたしましたので、その経過と結果について審査の順に従って御報告申し上げます。

初めに、議案第 3 号平成 20 年度美祢市水道事業会計決算の認定についてであります。

執行部より収益的収入及び支出では、上水道事業、簡易水道事業の収入合計が 3 億 5,896 万 2,231 円、一方支出の合計が 3 億 4,415 万 1,030 円となり、この結果消費税抜きの当年度純利益は 1,097 万 9,161 円となりました。これに前年度繰越利益剰余金 2,659 万 2,850 円を加えた 3,757 万 2,011 円が当年度未処分利益剰余金となって、このうち 549 万円を減債積立金に積み立て、残りの 3,208 万 2,011 円は繰越利益剰余金として翌年度に繰り越すものであります。

次に、資本的収入及び支出では、収入の合計が 2 億 1,993 万 7,000 円に対し、支出の合計が 3 億 3,961 万 7,746 円となって、不足する額 1 億 1,968 万 746 円は過年度損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんするものでありますとの説明がありました。

主な質疑につきましては、その内容が重複したり関連したものがありますので、内容ごとに御報告申し上げます。

まず、起債の償還について今後の動向はどうかという質疑に対し、執行部より、金利の高い企業債の繰上償還につきましては、平成19年、20年、21年度の3カ年で、特別に補償金を免除して繰上償還を実施するという政府の施策で実施しております。通常、政府系金融機関は、地方債の繰上償還を認めておりません。今後繰上償還を行うためには、元金と合わせて補償金を支払う必要がございますので、そのあたりを十分見極めながら対応していきたいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、上水道の有収率について18年度までは80%以上であったが、19年度、20年度は約4%ずつ低くなっており、早急な対処が必要だと思うが、どのようにお考えか。また、有収率が下がったことでむだになった費用はどうか。漏水の調査をする上で、配管の管路図は整備されているのかとの質疑に対し、執行部より、御指摘のとおり、上水道の有収率は20年度に大きく下げられておりますが、昭和35年に上水道給水を開始して以来、50年近くが経過しており、配水管等の老朽化が懸念されております。石綿セメント管におきましては、老朽化対策で順次更新をしておりますが、一番の大きな原因は、管をつなぐ継ぎ手部分の材料の老朽化ではなからうかと考えております。漏水調査等順次やってきておりますが、さらに重点地域を決めて、この有収率の向上については、費用対効果の増に向けてまいりたいと考えております。

有収率低下による薬品代、動力費等のむだになった費用ですが、20年度は総配水量192万6,290立米の上水をつくるために、3,950万円程度要しており、1立米当たり20.5円の経費がかかっております。これに漏れたと見られる水量48万9,000立米を掛けますと、約980万円の費用がむだになると試算をしております。

給水の管路台帳につきましては、毎年整備をしておりますとの答弁がありました。

次に、上水道の会計と旧美東・秋芳地区の簡易水道特別会計との統合の時期について、また適正な水道料金とはどこを目標にしているのか。現在の料金は市民の負担として適正と判断しているのかとの質疑に対し、執行部より、この会計統合は合併協議では3年を目標に行うことで合意をしており、その確認意思をもって合併し

ました。ただし、それは状況を見ながらということで、目標という言葉を使っておりません。

現在、旧美祢市地区では、公営企業会計で処理していますし、旧美東、秋芳地区では特別会計で処理をしております。これらの会計統合をするためには、まず旧美東、秋芳地区簡易水道の資産が台帳として整備をされることと、両事業をこれからどうしていくかという長期展望が必要になります。ですから、3年を目標にということは、非常に難しい状況にはありますが、施設整備を含めた中・長期的な計画ができた上で会計統合を起こして、料金についても統合を起こすということを慎重に、政策的に丁寧にしてまいりたいと考えております。

また、現在の料金体系につきましては、現時点では適正と考えておりますとの答弁がありました。

次に、費用の細目について質疑がありましたが、時間の関係上割愛させていただきます。

本議案について慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり認定されました。

次に、議案第4号平成20年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてであります。

執行部より収益的収入及び支出におきまして、収入は病院事業収益、介護老人保健施設事業収益、訪問介護事業収益の総額で39億7,289万5,088円、一方、支出は病院事業費用、介護老人保健施設事業費用、訪問看護事業費用の総額で41億6,468万3,892円となりました。この結果、収入支出の差額は1億9,178万8,804円の赤字となりました。

次に、資本的収入及び支出におきまして収入が1億3,472万6,000円、一方支出は4億2,638万1,963円となり、不足する額2億9,165万5,963円は、過年度分損益勘定留保資金及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをいたしましたとの説明があり、続いて本市の病院事業等の施設ごとに見た平成20年度の経営状況について詳しい説明がありました。

主な質疑、意見について御報告申し上げます。

委員より、流動資産の中で未収金が気になりますが、市立病院と美東病院の現時点の額がどれくらいあるのか。流動資産の中でいつまでもこれが未収金で上がるの

はいかなものかと思いますが、収納の状況について説明願いますとの質疑に対し、執行部よりことしの7月31日現在でまとめておりますのは、平成20年度以前分に係る個人負担分、入院、外来の総計として、美祢市立病院では2,242万1,690円、美東病院では1,022万3,664円でございます。ちなみに、グリーンヒルでは227万1,004円、訪問看護ステーションでは6,798円という額になっております。

それと、不納欠損処理ということかと思いますが、美祢市立病院では平成16年度に平成10年度分の24件、87万4,128円を最後に欠損金処理は行っておりません。といいますのも、診療報酬の債権消滅時効について、私立の病院の場合は、民法170条から明確に短期消滅時効の3年とされ、一方自治体病院、国立病院の場合は地方自治法236条や会計法30条の規定などで通説では5年間とされてきました。このことから、従来は時効が成立した場合は、欠損処理を行ってまいりましたが、平成17年7月29日に自治体病院と私立との病院で役割は変わりませんし、民法の消滅時効の規定に服するという松戸市立病院判決があり、これに基づきまして、いわゆる援用手続きがとられていない場合は、欠損処理を行っていないというのが現状でございます。

先ほど説明いたしました2,200万円のうち、死亡者に係る未収金が約700万円ございます。この部分については、いずれ規定等整理しながら欠損処理を行ってまいりたいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、二つの病院運営を行うに当たっての現状と課題点、さらには患者として病院とのかかわりや市民の病院への協力も含めて何が必要なのか、併せて市民や患者さんから寄せられている声や要望はどういったものがあり、どう答えようとしているのかとの質疑に対し、執行部より合併により二つの公立病院という拠点を運営するためには、これを一体的に経営し、機能化させ、連携させ、医療の質を向上させるとともに、その経営の効率化、経営基盤の強化に努めることが重要であると考えておりました。昨年来経営あり方検討委員会という外部委員会、あるいは議会にも特別委員会を設置していただきながら議論し、さらに山口大学の教授による経営指導を受けながら、経営の改善を図ってまいりました。結果として、病床利用率は昨年秋より劇的に改善されておりますし、今年度は業務委託の包括化などにも取り組みました。

また、訪問看護事業等組織の一部を整理統合し、効率的な組織体としているところであります。

今後の課題として、今後機能分化を進める上でも、まずはスタッフ、医師、看護師等の確保というのが最重要課題と認識しております。

次に、近年の診療報酬の引き下げと国の政策によりまして、本市のような不採算地区では、自助努力だけでは財政運営上限界があると考えております。国においても、本年度の地方財政計画の中でその財源として新たな繰り出し基準を設け拡充されておりました、こうしたことを踏まえ、病院事業といたしましては、市財政当局とも協議調整して、繰出金の適正な確保に努めてまいりたいと思います。

さらに、今後病院機能の質の向上、分化を進めていくためには、経営形態の見直しも視野に入れて現在検討しております。このことは、あり方委員会の答申でも示されたように、地方公営企業法の全部適用ということを見視野に入れて今検討を進めているところであります。

この病院を運営していく上では、病院のスタッフだけでなく、市民とともに地域医療を支えていくという姿勢、気持ちが大変重要であると思っております。

また、病院に対する期待は大変大きく、市民の方からたくさんの声が寄せられておりますが、とりわけ整形領域の拡充を求める声が強いと考えております。かつては常勤医師がおり、十分な体制がとれておりましたが、現在のところ非常に厳しい状況にあります。しかしながら、市長、病院長を初めその医師確保に全力を挙げ、ことし4月からは美祢市立病院に非常勤の整形外科医1名が拡充されております。

今後、そういった必要な医師が来ていただける環境を整えて、皆様方の期待にこたえたいと考えておりますとの答弁がありました。

その他の質疑、意見は省略させていただきますが、本議案について慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり認定されました。

次に、議案第5号平成20年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についてであります。

執行部より、本市の公共下水道事業は、平成20年度から地方公営企業法の財務規定等の一部適用を受ける公営企業としてスタートいたしまして、公営企業としての初めての決算を行いました。

収益的収入及び支出では、営業収益、営業外収益の収入合計が4億7,039万

4,100円、一方営業費用、営業外費用の支出合計が4億6,207万2,287円となり、この結果消費税抜きの当年度純利益は553万3,045円となりました。このうち、27万7,000円を減債積立金に積み立て、残りの525万6,045円は翌年度繰越利益剰余金として繰り越すものであります。

次に、資金的収入及び支出では、収入が10億1,818万2,600円に対し、支出が11億7,820万8,424円となって、不足する額1億6,002万5,824円は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資金的収支調整額で補てんするものでありますとの説明がありました。

主な質疑、意見について御報告申し上げます。

委員より、上水道の料金は1世帯月平均約2,000円に対し、下水道は1世帯月平均約3,000円との報告が先ほどあったが、なぜ下水のほうが高いのかとの質疑に続き、合併をして広域になりました。水道の場合は給水率100%を目指しておられると思いますが、下水道事業は今後拡大をしていくのか、現状維持をするのか、施設の補修も含めて将来的な見通しはどうか。さらに、都市計画区域について、計画区域に指定されながら、事業が整備されない地域があり、一度都市計画区域の指定を含めた見直しが必要ではないかとの質疑に対し、執行部より料金の差が出る一番大きな問題は資本費で、上水道に比べて施設整備に多額の費用を要しているということであります。例えば、市内には約34基のポンプ所をもちまして圧送し、浄化センターまで送り込んでいるということがございます。そのあたりで上水道に比べ、若干立米当たりの料金が高くなっていると認識をしております。

次に、汚水処理は生活環境の改善、公共水域の改善ということで整備を進めておりますが、現在美祢地区では都市計画区域では公共下水、周辺の農村部においては農業集落排水、美東、秋芳においても農業集落排水事業という形で行っております。合併をしまして新市における汚水処理計画の見直しを本年度行っております。

基本的に公共下水道というのは、水道事業に比べて随分コストがかかっております。20年度の決算にもありますように、営業収益と営業費用に大きな差があり、実際にはこの事業はやればやるほど赤字を生み出す事業ですが、それを営業外の収益で補てんをして、かろうじて単年度でことしは550万円の黒字という形をとっております。

この仕事は、生活環境を保全、保持するために莫大な投資とランニングコストが

必要であり、地方自治体にとって負荷の大きな事業です。そこで、この下水道事業の今後のことですが、基本的には都市計画税をいただいているところを中心に下水道事業を実施していこうということです。ただし、都市計画税をいただいておりますが、下水道が整備されていない地域もあります。都市計画税をいただくということは、下水道事業を実施することを前提としておりますので、そういうところについてこれからこの下水道で対応するのか、農業集落排水で対応するのかということがあります。

それと、市内でも家が点在しているところに、この下水道なり農業集落排水を持ち込むと、非常に大きなコストがかかりますので、そういう場合には合併浄化槽処理に対する補助ということもあります。この環境をほぼ同じ状態で市民の方が住んでいただけるようにしたいと考えておりますが、事業に対する1戸当たりのコスト、それと御家庭の御負担、その辺を勘案してこの下水道事業と農業集落排水事業、合併浄化槽に対する補助をトータルで考えていきたいと考えています。

都市計画区域については、市としてどのような形でこの市区域を振興していくかということと、どのように市民の方に住んでいただくかということから、今の都市計画区域というものが、これまでのそれぞれ旧一市二町の方角がありましたが、過去を踏まえた上で、これからそういうふうな大きな視点を持ってやっていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

その他の質疑、意見は省略させていただきますが、本議案について慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり認定されました。

次に、議案第6号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

執行部より、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億7,856万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億6,364万3,000円とするものであり、本委員会所管の事項について説明がありました。

主な質疑、意見について御報告申し上げます。

委員より、個別外部監査委託料が198万7,000円組まれておりますが、どのような方が何人入られて、どこまでやられるのか。また、個別外部監査人の選任のスケジュールはどうかとの質疑に対し、執行部より答弁がありました。報告の都

合上、順序が前後しますが、その答弁によりますと、まず今回の個別外部監査は、最終日に決算の議案を追加上程して財政指標の報告をいたしますが、観光事業において資本不足比率の関係で、基準値を上回る見込みであり、健全化法に基づいて個別外部監査が義務づけられるという前提がございます。現在、指標が正式に報告されていない段階ですが、事務方として手続的に候補者の選定作業は行っております。

今後の予定といたしましては、決算議案の上程をし、これに併せて財政指標を議会へ報告します。その数値の報告に基づきまして、数値が上回って法的な義務づけが生じたということで、議会において監査委員の監査にかえて個別外部監査によることの議決をいただきます。それを受けて、今度は美祢市の監査委員さん、この候補者たる方、補助者も含めて適正な方かどうかということの御意見をいただいた上で、個別外部監査の監査人との契約の議案を同日の議会に上程し、議決をいただくような形になるうかと思えます。

監査人につきましては、日本公認会計士協会の中国会山口県部会から美祢市と利害関係のない県内の公認会計士さんを3名程度御推薦いただくお願いをしまして、推薦のあった3名の方から現在選考を行っております。監査の内容は、市の観光事業に関してさらなるコスト削減並びに収益拡大に向けた取り組み等でございますとのことでした。

その他の質疑、意見は省略させていただきますが、本議案について慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成21年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）についてであります。

執行部より、今回の補正は美祢市立病院の看護師が不足し、看護業務に支障を来しているという状況から、現在美祢社会復帰促進センターに勤務する3名の正規職員看護師を10月1日付で美祢市立病院に配置がえをすることによって、看護師不足を補うこととし、これに伴う人件費の減額補正を行うものでありますとの説明がありました。

本議案についての質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案5件についての報告を終わります。

続きまして、その他の報告をいたします。

まず委員より、土木工事をやる場合、同じ地区で1年のうちの舗装工事をした上に水道工事、下水道工事など何回もやられることがあります。そのたびに通行止めになりますと、地区の皆さんは非常に困られます。できるだけ各課長同士が話し合われて、二重、三重にならないように留意していただきたいとの意見に対し、執行部より、工事が複層する場合には、調整をつけながら市民の皆様方の迷惑が少ないような形で進めていきたいと考えておりますとの回答がありました。

次に、委員より6月議会でインターネット事業及び今年度中に整備が予定されている秋芳地区の情報基盤整備事業を進めるに当たって、地元の業者がどのような形で参画できるのかという点について議論があり、早急に商工会と山口県と市のほうの行政窓口が協議をする場を設けることを検討しようということであったが、昨日商工会において説明会を行われ、その内容は必ずしも商工会の方が納得できるようなお話ではなかったと聞きました。今後どのように対処されるのかとの質疑に対し、執行部より、このことにつきまして、その辺の事実関係等十分調査確認をさせていただき、善処してまいりたいと考えておりますとの答弁がありました。

最後に委員より、昨日参加された方からお話をお聞きしましたら、私たちの入るすき間はないという感想でした。そこも踏まえた上で、市長さんにはもう少し調査なりをしていただきたいとの要望がありました。

以上で、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、本委員会にかかわる事項について引き続き審査することを議長に申し出ておりますので、併せて御報告申し上げます。

〔総務企業委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。只今建設観光委員長、教育民生委員長、総務企業委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項についま

しては、閉会中も調査することに決しました。

続きまして、特別委員長の報告を求めます。産業振興対策特別委員長。

〔産業振興対策特別委員長 南口彰夫君 登壇〕

産業振興対策特別委員長（南口彰夫君） それでは、産業振興対策特別委員会の報告をいたします。

去る14日、委員全員出席のもとに委員会を開催をいたしました。

委員会としての審議として、まず十文字原用地調査事業の現状について報告を受けました。この十文字原調査事業は、6月議会におきまして業務委託料168万円を補正しています。これが7月27日の業者委託でランドブレイン株式会社山口事務所に委託契約を締結し、その後、委託期間を設け、この12月議会において成果報告があるということでありました。

この報告に対して委員より、十文字原は大変立地条件のよいところであり、執行部として県の公共施設という点を踏まえて当たっているかという質問に対して、十文字原の開発については、順位とすればトップのほうに上げて要望をしているという報告がなされ、全体としては12月議会には基礎調査が終わって、報告を受けてからより一層深めた議論をしたのがよいのではないかということで、意見がまとまりました。

次に、バイオマスにかかわる国・県の取り組み状況についてですが、このバイオマス構想についての現状は、非常に国、県とのかかわり合いで調査はしているが、県下の取り組み状況が二市一町で事業として取り組まれているが、今後美祢市としてどう取り組むかは、協議の段階であるという報告に対して、委員より、このバイオマスタウン構想について、県内の事例は部分的なことだけであり、タウン構想が現実化できるかどうか、これによってどういう振興策が図れるかの議論の進め方として、議員間の議会内の議論に積極的に持ち込んでいくことが必要ではないかという意見並びに川上から川下まで一体といった各省庁ですね、国の各省庁を全省庁を含めて、併せてかかわり合いをもって初めて成功する、そうした性格のものだと。バイオマスエネルギーをプラントだけではなく、概要は多分できないとは思っているが、全体を把握してもう少し広げて大きな視点を持って取り組んでいくことが必要だと。と同時に、美祢市にとっては、真剣に取り組む、積極的にやってほしいなどの意見が出されました。

今後の問題としては、産業振興ということ兼ね合いで、もう一つは十文字原、こうした中でバイオマスのタウン構想というものを、この議会なりを通じてもう少し議論が深められるように議長に申し入れ、協力をしていただくということで進めていこうということになりました。

3番目に、産業振興条例の課題と今後の展望についてです。これは、6月議会でも報告いたしました。とりわけ条例をつくっていくということに関しましては、その過程、プロセスが非常に大事だと。そのためには、市内、市外にかかわらず団体及び大学の先生、産業・官・学の集いなどを理解を広めながら、取り組んでいくことが大事だと思うし、とりわけ本年末に完成予定されている新総合計画、美祢市の総合計画にきちんと乗せていくということを確認をして、議論が終わりました。

4番目に、地域のまちづくりについてです。この地域のまちづくりについては、坂本美東総合支所長、杉本秋芳総合支所長に出席をいただいて、これまでの支所の経過と現状について報告をいただきました。共通しているのは、昭和29年の合併直後にそれぞれ建てられたものであり、非常に老朽化していると。しかしながら、今後どう対応していくのかにつきましては、地域審議会にも図りながら、地域の意見を組み入れながら協議を進めていくことが必要だという確認に至りました。

最後に、その他の点についてですが、旧美祢市には旧大嶺高校の跡地があります。この利用についての提案がありましたが、今後この活用については、積極的に執行部等を含めて協議を進めていくことが必要だという確認に至りました。

以上をもって、産業振興対策特別委員会の委員長報告とさせていただきます。各委員の皆さんには、委員長の人格を尊重した適切な御質問等があれば、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。

〔産業振興対策特別委員長 南口彰夫君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 産業振興対策特別委員長に対する質疑はありませんか。西岡議員。

11番（西岡 晃君） お言葉どおり尊重しつつ御質問したいと思っておりますが、今報告がありました十文字原の件、バイオマス、産業振興条例とまちづくり、その他大嶺高校の跡地というかなり大きいテーマでやられていると思っておりますが、委員長も御存知のとおり、矯正施設の増設が本格的に決まりました。この決まったこと

に対して、今後そういった産業振興をどのようにしていくかという意見等、またどのようにお考えになっているかという発言等がございましたでしょうか。その辺を少しお聞かせ願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 南口委員長。

産業振興対策特別委員長（南口彰夫君） 矯正施設の増設については、去る議会で報告を受けておりますが、この委員会では執行部の側からも、それから委員の側からも取り立てて質問は出ませんでした。

しかしながら、今後の委員会運営とすれば、産業振興という点から言うならば、誘致云々を始めた時点から見れば、美祢市にとって最も大きな産業、とりわけ人口の増加、それから地域の経済活動、非常に重要な役割を果たしていますので、残す任期の中で、必要に応じて各委員の皆さんの御意見を聞きながら、臨時に協議なり委員会の開催を議長とも相談をしながら対応し進めていくことが、委員長個人としては望ましいのではないかと考えております。

大変丁寧な御質問ありがとうございました。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。柴崎議員。

13番（柴崎修一郎君） 十文字原の開発について、ちょっとお伺いします。

先日、我々も新政会といたしまして、アウトレット誘致といいますが、こういうことに関して三菱地所まで訪問しまして、いろいろ意見を聞きました。こういう中で、やっぱり一番のネックは十文字原開発に関しましては、やはり今ことしが160万ぐらいですか、金額かけて今調査されておりますけど、一番のネックはやっぱり十文字原の場所、原野といいますが、山林をいつごろまでにユーティリティーまで整備した土地になるかということの質問が、一番向こうさんの関心といいますが、大きかったと思います。やはり60ヘクタール以上ある土地で、これを全部整理していくのか、段階的に整理していくのかと、いろいろ問題はあると思いますが、そういう質問が出たかどうか、そういう点ちょっとお伺いいたします。

議長（秋山哲朗君） 南口委員長。

産業振興対策特別委員長（南口彰夫君） 柴崎議員の言われる今の現状を最終的に時系列として時間的な見通しを持って、しかも部分的か、全体的かも含めて具体的な開発計画の御質問だろうと思います。

その点については、委員会のたんびに特定の委員さんというよりも、全委員さん

の方からその都度質問としては出されます。ところが、残念ながら今の執行部のスタンスは、あくまでも今現在の経済情勢、それから国と地方自治体との関係ですね、に置かれた状況から見るならば、あくまでもあの開発については、国や県との関係で調整をしながら進めていきたいと。もっとわかりやすう言やあ、もう市の単独で予算で事業を行うのが非常に困難だと。国や県のそうした援助も含めて、見通しが立てばはっきりした計画も立てた。しかしながら、現状はそうした見通しが立たない段階では、拙速なその具体的なものを安易に述べることは非常に難しいというのが、市長並びに執行部が口頭で言った報告じゃないんです。という気持ちを感じたんです、私個人ね。それを気持ちとして代弁をさせていただきたいと。

しかしながら、委員の中では、合併を通じてその旧合併協議会も含めて、旧美東町との関係で、もっと積極的な県とのやりとりもあったと。しかも、ある程度の青写真も含めて、たたき台があるのだから、それを執行部はそれを踏まえて出して、県との協議をもっと積極的に詰めていく必要があるんじゃないかと。今の段階では、取り組みが極めて消極的だと言わざるを得ないという強い委員の御意見もありました。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、産業振興対策特別委員長の報告を終わります。

この際、暫時13時まで休憩をいたします。

午前11時55分休憩

.....
午後 1時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

観光振興対策特別委員長の報告を求めます。観光振興対策特別委員長。

〔観光振興対策特別委員長 安富法明君 登壇〕

観光振興対策特別委員長（安富法明君） それでは、観光振興対策特別委員会の委員長報告を行います。

去る9月14日、1時30分より第10回の委員会を開いております。出席者は、

委員 2 名欠席の 6 名でございます。

審査及び協議事項でございますが、観光振興計画の策定に当たり、考慮すべき条件といたしまして、「上位計画となります新市の基本構想、基本計画」、「財政健全化法に伴う観光会計に対する監査意見、また経営改善計画、県の指導」、また「市の行政改革大綱・集中改革プラン」、このような以上 3 点を委員会として考えております。

また、委員会としては、中間報告におけるハード面での拠点施設整備の中で指摘をし、既に予算化をされたものもありますことから、第 1 として新市の基本計画、第 2 章観光・交流促進について、2 点目といたしまして、開洞 100 周年事業の進捗と集客状況について、3 点目といたしまして、洞内照明の LED 化と黒谷随洞について、以上の報告と説明を受けました。

特記すべき点といたしましては、基本計画中、1 の観光の振興の中で、具体的施策の展開におきまして、旅行業者ニーズの細分化に対応し、地域振興につなげるため、着地型観光を推進をします。このため、観光協会と関係団体との連携強化を図り、受け皿となる組織づくりを推進するとともに、新しい観光資源の掘り起こしや魅力ある観光メニューを充実しますとあります。

ここで言います着地型観光とは、最終的につけ加えられたものでありますが、基本計画中の説明によりますと、これまでの旅行商品が都市部の旅行会社で企画、造成される「発地型」であったのに対し、観光客の着地である着地側の主導により、「連泊滞在」や「田舎体験」などのプログラムを盛り込んだ現地発着・地元滞在型募集型企画旅行を企画・現地販売することとあります。

観光振興計画の観光会計の健全化計画、行政改革・集中改革プランに示されるであろう経営の効率化、業務委託等民間的経営手法の導入についても、受け皿となる組織が必要となります。

中間報告の中で環境保護と経済振興を一元的に管理運営する組織の必要性を取り上げておりますので、これらを踏まえた地元関係者を含めた組織づくりを具体化する必要があります。

2 点目としましては、洞内照明の LED 化ではありますが、設計を石井幹子デザイン事務所として、内容的には通常の照明と観光期間（期間限定）ということになると思いますが、分けて計画をしているとの報告でありました。

これには、今後、市の教育委員会、美祢農林事務所、県の文化財保護課等との調整が必要であるようです。

3点目といたしまして、その他下井副委員長から、市内の観光施設、これは県の施設も含むわけですが、これらの情報を一元的に発信できる組織づくりができないかということで、具体的なイメージ図を提出をしていただいて、簡単な説明をしていただいておりますが、このことも先ほど申し上げました組織づくりに大きく負うところがあると考えますので、継続して審議をしていくことといたしております。

次回以降でございますが、一応それぞれ今申し上げました上位計画となる基本計画、あるいは観光会計に対する監査意見等にかかわるもの、それから行革、集中改革プラン等の大体方針があらかた出ておりますので、次回以降につきましては、この組織づくり、どういうふうな組織をつくれれば機能していくのか、商品開発や一部販売PR、また市の業務委託等が可能な組織ってということになるかというふうに考えておるんですが、これに対して。

次に、今までの協議の中で世界遺産登録に対する取り組みを議論してきました。しかしながら、世界遺産については秋吉台、秋芳洞の規模では非常に難しいであろうということでもございました。同じユネスコでジオパーク登録がございます。聞くところによりますと、萩市などで取り組まれて、萩市はなかなか難しいというふうなような話も伺っておるわけですが、これの登録について、今後勉強をして、可能性について探っていきたいというふうに思っております。

以上で、観光振興対策特別委員会の委員長報告を終わります。

〔観光振興対策特別委員長 安富法明君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 観光振興対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、観光振興対策特別委員長の報告を終わります。

続いて、交通・情報ネットワーク化推進特別委員長の報告を求めます。交通・情報ネットワーク化推進特別委員長。

〔交通・情報ネットワーク化推進特別委員長 西岡 晃君 登壇〕

交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） それでは、只今より交通・情報ネットワーク化推進特別委員会の委員長報告をいたします。

去る9月15日、9時30分より委員8名出席のもと委員会を開催いたしましたので、その内容についての御報告をいたします。

まず、委員会冒頭、村田市長より美祢地区においてのMYTを活用した高速インターネットへのサービス開始が、予定より大幅に遅れた原因についての報告がありました。

また、おくれはしましたが、10月より申し込みを開始し、市民へのサービス開始が12月ごろから順次行われることになるという報告を受けました。

次に、6月の委員会以降の情報関係、交通関係のそれぞれの事業の進捗状況等を執行部より説明をいただき、主な質疑といたしまして、まず情報関係からですが、来年度以降、美祢地区においてマルチチャンネル、このマルチチャンネルというのは、現在山口ケーブルビジョンがサービスを行っている有料の多チャンネルのことですが、それについては、視聴は可能なのかとの問いに、MYTにマルチチャンネルを流すことについては、総務省との協議が必要となり、また山口ケーブルビジョンとMYTの料金徴収等の一本化が必要となり、今後の協議となりますとの回答がありました。

さらに、委員より、難しい問題がいろいろあるかと思うが、そのあたりは政治的な判断で視聴が可能なようにやっていただきたいとの意見がありました。

また、福岡民報局の再送信についても説明があり、フジテレビ系列のTNC以外の再送信は、現段階では難しいとの報告を受けました。

さらに、電気工事店への工事参入の件はどのようになっているかとの問いに、電気商業組合加入店または商工会加入者の方で工事をやっていただけるような形で、現在商工会等とも打ち合わせをしておりますとの回答がありました。

また、市営住宅へのMYTのインターネットサービスや秋芳地域のデジタル対応をどのようにお考えかとの問いに、建設課所管の建物でございますので、建設課と今後協議いたしますとの回答がありました。

情報関係の最後として、委員会よりMYTと山口ケーブルビジョンが一体化して、情報の一元化をしないと、ケーブルを整備した意味が半減するということになりかねないので、美祢地区においてもマルチチャンネルを、そして秋芳・美東地区については、MYTの独自チャンネルが視聴できる体制をすばやく構築していただきたいとの意見を申し添えております。

次に、交通について報告をいたします。

まず、6月以降の進捗状況の説明を受け、10月よりミニバスの実証運行が開始されます。それに当たり、7月10日に運行の業務委託の入札を行い、美祢構内タクシーが落札いたしました。運行エリアにつきましては、東厚保町山中、伊佐町伊佐の一部、奥万倉、堀越地域から市内の中心部8カ所への乗降にて週3回、朝8時から夕方5時までの間、1日3便にて運行し、運賃は1乗車300円となりますとの説明を受けました。

主な質疑として、計画している地域を見て、今後他のエリアにミニバスを拡大していくのかとの問いに、利用者の満足度やコストなどを考慮した上で、よりよいサービスができるかを実証し、全市的に広げていくための今回の計画ですとの回答がありました。

また、美祢市立病院と美東病院間のシャトルバスを運行する案があり、市民の方へ率直な意見を聞くためのアンケートを実施し、その結果の報告も受けました。

この件につきましては、質疑、意見もなく、またその他の事項につきましても特に意見がなく、委員会を閉会しております。

これにて情報・交通ネットワーク化推進特別委員会の委員長報告を終わります。

〔交通・情報ネットワーク化推進特別委員長 西岡 晃君 発言席に着く〕
議長（秋山哲朗君） 交通・情報ネットワーク化推進特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、交通・情報ネットワーク化推進特別委員長の報告を終わります。

続いて、病院事業調査特別委員長の報告を求めます。病院事業調査特別委員長。

〔病院事業調査特別委員長 竹岡昌治君 登壇〕

病院事業調査特別委員長（竹岡昌治君） それでは、病院事業調査特別委員会の委員長報告を行います。

二つの委員会が余りにも早く過ぎましたが、私のほうは病院事業の委員会は大きな山場でございます。若干詳しい委員長報告になろうと思いますが、御容赦のほどお願い申し上げます。

去る9月15日、午後1時32分から午後3時43分までですが、委員会室にお

きまして委員全員と秋山議長、議会事務局の職員、林副市長、藤澤病院事業局長、古屋市民福祉部次長、白井経営管理課長、篠田市立病院事務部の事務長、内藤総合政策部の地域情報課長、井上美東病院事務部主幹の方々の出席のもとに委員会を開催いたしました。

最初に、6月議会中に我々委員会で宿題となっておりました経営安定補助金並びに研究費創設、いわゆる法定外の繰入金について、委員会より資料づくりをお願いしておりました。その資料に基づきまして、藤澤局長より説明を受け、議論に入りました。議員の皆様方には、資料が配付されておるとおもいます。裏表印刷ですから、若干順序が違う場合もありますが、御容赦のほどお願い申し上げます。

まず最初に、人材確保、育成対策として、資料1並びに参考資料を御覧いただきながら聞いていただければ助かります。自治体病院においては、地域医療の確保、地域医療の提供の使命とともに、医師、看護師並びに医療技術員、事務員の人材確保、育成対策等も自治体には課せられた大きな使命であります。公の職としての医師確保のための特別の措置であることから、この財源については一般会計から新たに繰入金として措置してはどうかという提案であります。

予算的には、現行で6,000万から7,000万程度必要ではないかと考えられます。

続いて、研究研修の拡充、学会、図書、機材購入費等、若手医師研修事業で地域で医師を育てることによって、地域医療を再生するという考えのもと、山口大学の関連病院として二つの病院を位置づけておりますので、若手医師にとって魅力ある病院としての仕組みをつくっていく。若手医師、常勤、非常勤を問わず積極的に受け入れ、また機器等におきまして、その教育的効果や研究支援にも配慮した措置を講ずる。

次に、中核医師のスキルアップとは、両病院の常勤医師についても大学等での研究等に積極的に参加でき、医療の質を高めるために各種研修や大学との臨床共同研究等について積極的に参加するためにも、繰り入れ等の措置を提案するものであります。

さらに、現在、条例上定年は65歳となっておりますが、例えば68歳に定年を延長することによっての医師確保をする提案でもあります。

続いて、看護師、介護職員ですが、看護師の資質向上推進事業として、看護の質

を高めるため、計画的な教育を両病院実施し、研修や勉強会に積極的に参加するために、基準に基づき繰入金が必要であります。さらに、人材確保育成事業の例として、奨学基金制度を創設し、看護師になって美祢市の二つの公立病院に就職された場合、その奨学金等の返済の免除も考えられると思います。一方、定住促進という点からも有効であります。

さらに、勤務環境の改善事業の一環として、多様な勤務形態の導入ですが、看護師のワーク・ライフ・バランスが重要であり、短時間の正職員制度、交代制勤務時間帯の個別選択制、夜勤免除、あるいはそれらの制限等を新たに構築して、多様な勤務形態を導入することを検討すべきであります。

次に、事務職員も経営基盤の強化教育、事務スタッフも医療事務専門職員の外部からの登用、その他個別事業につきましては、外部委託を推進して医療事務員のプロを独自に育てていく必要があると考える。以上が、人材確保、育成対策と、それに伴う財源措置の提案でございます。

以上の報告を受けまして、議論に入ったわけであります。

委員より、美祢市だけでなく日本全国自治体病院は医師の確保並びに人材確保に苦慮しているが、全国的に医師自体が足りないのではないかと、との意見に対しまして、藤澤局長より状況説明を受けました。

美祢市立病院では15人いた医師が、現在9人、いわゆる人数的に急激に減っております。そこで、医療の制限が生じ迷惑をかけておりますので、早く回復したいと思っております。

もう一点は、地域高齢化が進んでおりますことから、整形外科の常勤化は最重要診療科であると考えております。医療にとって大事なものは安全性で、1人の医師、常勤医師では限界です。複数医師による医療の提供が望まれております。美祢市民が医師を育てるという意志を 志のほうですが、明らかにすること。医師を迎え、育てるまちづくりが大事との情報発信により、医師は経済的な問題ではなく、多くの方から信頼されて感謝の言葉が一番喜びとしての職業の人です。

最後に研修医等ですが、医療研修制度も変わりましたし、国立大学等の医局の人数が減少し、山口大学でも教育カリキュラムや研修医の受け入れについても、取り組みをされております。

委員より、山口大学でなく自治医科大学と他の大学からも医師確保はできないの

かとの意見に対しまして、美祢市は山口大学の関連病院として誕生以来、山口大学との連携のもとに成り立っております。山口大学からの医師供給を基本として、今後も堅持していかないと持続、あるいは継続し、安定した医療供給体制というものは構築できないと考えております。従いまして、短期的に公募等によって医師確保等もありますが、山口大学の関連病院としての位置を守っていくことが、この地域の医療を守っていくことだと考えておりますと藤澤局長より答弁がありました。

委員より、医師確保対策事業ということで、初任給調整手当だけでも多額の予算が必要だが、他の病院では初めて医師がその病院に就労するときに、助成金等いろいろ条件づけているが、美祢市ではその点どうか。

さらに、医師の確保と同時に看護師の確保も大変。看護基準改定により、7対1という新しい基準ができ、大きな病院では看護ベースを上げて大変多くの看護師を雇い入れるため、逆に地方の病院が大変疲弊している。昭和50年ごろに潜在看護師の確保対策で、給料プラス調整額というものを4%加えた事例がありましたが、最近の国の状況など、そういった特例等の情報があるかどうかとの質問に対しまして、藤澤局長より、医師の赴任に関する手当については検討したいと思います。看護師確保についての手当拡充については、看護協会の報告書などに確かに経済的な措置、給料水準を上げたり。各種手当をつけるというのが必要な施策であります。看護師が一番望むのはワーク・ライフ・バランス、つまり自分の生活と仕事の両立が重要であり、時間的な誓約ですとかさまざまな条件の緩和など、柔軟な勤務形態を望んでいるようです。看護師確保については、何も新採用の看護師だけでなく、潜在的な看護師さんを掘り起こし。現場に復帰していただくというのがとても大事だと思います。その際は、経済的な要因だけでなく、システムとして勤務形態のほうで対応する。経営的にも、また本人のモチベーションといいますか、労働意欲のためにも、有効であると考えます。ただ、この提案のありました各種手当等についても、研究をさせていただきたい。

また、委員より、医療の体制は安心・安全で市民が受けられることが大前提であり、財源的にも限られた予算の中で、美祢市として具体的に今から練っていくべきとの意見がありました。

そのほか、医師不足奪回のために五つの提案がありましたが、国策に係る問題でありますので、報告は割愛させていただきます。

ただ、派遣医師と女性医師について藤澤局長より、派遣医師については全国自治体病院協議会等では、そうした決議もまとめております。一方、二つの病院事業の中では、常勤女性医師はおりませんが、非常勤の先生ならおられる。それから、非常勤の先生の派遣システムの件ですが、基本的には美祢市立病院、それから美祢市立美東病院は山口大学医学部附属病院からの非常勤医師の派遣を確保しております。

活発な議論の結果、委員会といたしましては、基本的には人材確保、育成対策について、提案の方向で今後事務局が来年度予算も含め進めることに同意をいたしました。

次に、病院事業の経営形態の見直しについて、地方公営企業法の全適用化、病院の運営統括者の設置について執行部に案をつくっていただき、白井病院事業局経営管理課長に資料の説明をいただきました。

「美祢市病院事業経営改革プラン」におきましても、公営企業法の全部適用への移行に関する検討を明示されております。地方公営企業の全部適用は、法の全部を適用することによって管理者を設置することができ、管理者が人事、組織、予算など病院経営に関するほぼすべての権限を掌理するとともに、経営責任を負うこととなります。管理者の任期は4年ですが、現状の美祢市立病院と美東病院の現在の経営形態は、財務規程のみ適用で、管理者が設置されていないことから、病院にその責任は問えず、自立性の低い経営形態であると一般的には評価されております。

次に、全国的には病院は7,785病院に、このうち都道府県や市町村の地方公共団体が経営する一般病院は全部で975の病院がございます。そのうち、地方公営企業法の全部適用する病院は300でございます。現在の形態である地方公営企業法の一部適用とこの全部適用との違いについては、お手元の資料を参考にさせていただければと思いますし、また、先ほど総務企業委員長報告に全部適用の検討についても報告がなされたところであります。

本市病院事業が二つの公立病院を経営するという本市特有の課題を踏まえ、「経営改善や機能化の推進」について整理していきますと、一部適用の場合では、権限の分散、あるいは事務手続上の時間的ロス、さらに効率的な運営の困難性が指摘できます。これに対しまして全部適用の場合では、管理者を設置し、二つの病院を統括して管理することによって経営責任の所在を明確にするとともに、人材確保や一体的な運営、機能的な取り組みの実施を効果的に進めることができます。

最後に、今後の課題といたしまして4点あるわけであります。

一つといたしましては、管理者としての適任性、二つ目は職員の身分は地方公務員法等の適用が地方公営企業法等の関係法や労働関係法などの適用を受けるわけであります。3番目が、人事・労務管理の負担がふえると。4番目が、各種規定の整備でございます。

以上、4項目のうち設置等条例の改正、あるいは管理者、職員等の給与に関する条例、使用料及び手数料条例、そのほか条例にかかわるものにつきましては、議会での議決が必要となります。

なお、本日予定の追加議案第26号、後ほどまた説明があろうと思いますが、その出ております病院の統括管理者は、只今私が報告いたしました公営企業法の全部適用の管理者とは異なりますので、誤解のないようお願いをしたいと思います。

委員より、一部適用から全部適用した場合に、条例改正で済むのか。それから、院長が管理者になるケースがあるが、給与はプラス加算も含めて病院事業から出すのか、あるいは一般会計から出すのかとの質問に対しまして、白井病院事業局経営管理課長より、管理者の設置につきましては、設置等にかかわる条例の中で管理者を置くと明記する必要があり、条例の改正は必要となります。給与は管理者につきましても、病院事業を代表するもので、病院事業の範疇に入りますので、給与は病院事業から支出するとの答弁がありました。

全部適用のほうがよいと思うが、管理者の選任の件でいろいろな関係の事業など、一般から公募する考えがあるが、一部適用から全適になった場合、現職員体制でできるかとの質問に対しまして、権限が市長から移譲されますので、経営感覚というもの非常に重要になってくる。人数の増減は定数管理条例の範疇であり、条例の範囲内で業務を効率的に機能分化の状況も踏まえるべきと思うとの答弁がなされました。

次に、病院事業の運営に関する検討組織、いわゆる外部も入ったのでございますが、検討組織について美祢市病院事業運営協議会の設置についてであります。経営改革プランを実現することによって、経営の効率化と経営基盤の強化を図ることが求められます。その取り組みを現実的にするために、新たに組織を編成して市民や市内の関係団体の御参画のもと、官・民がそれぞれの立場から協議をする場の確保の必要であるということから、この外部検討組織を設置するということを計画し

ております。

「美祢市病院事業運営協議会」 まだ仮称ではございますが、一つとして、病院事業の機能の充実並びに見直しに関する事項、二つには、他の医療施設及び福祉施設との連携の推進に関する事項、三つ目として、病院事業の経営形態の見直しに関する事項、四つ目といたしましては、その他の病院事業の経営改革及び運営に関する事、以上の事項について協議をしました。

そうして、その協議する委員といたしまして、地域医療関係者、医師会2名、薬剤師会から1名、地域福祉関係者として社会福祉協議会から1名、老人福祉施設から1名、美祢市議会から3名、その他公募による者2名、学識経験者として山口大学附属病院からあり方検討委員会3名、山口大学経済学部、これは美祢市の病院事業局の顧問の羽生先生でございますが、その方と、そのほか市長が特に必要と認める者、以上14名をもって構成する計画でございます。

さらに、オブザーバーとして山口県健康福祉センターの所長1名、そのほか病院の関係事務局でございます。

委員の議論は割愛いたしますが、美祢市病院事業運営協議会の設置については、同意がなされました。

経営改善の取り組みについて、院外処方箋の問題と外部委託の包括化について説明を受けました。

まず、外部委託の包括化については、経費の節減について資料4の1を参考にいただければと思います。効果として、三つの病院施設など医療事務業務で21年度1,800万程度の効果が出ました。清掃・施設管理関係では一括して委託契約し、単年度で300万円程度の効果が出たとの説明がありました。

しかし、一方では、市内の業者をできるだけ使うべきとの意見もございました。

藤澤病院事務局長より、今回も一般公募しており、その参入される業者にある程度地元を考慮しております。さらに、総合評価方式で採用し、その際の採点可否基準の中に、地域経済の貢献、雇用の問題も含めて指標の中に入れておりますので、市といたしましては、公共事業ということは十分踏まえ、地域経済の効果を十分尊重しておりますとの答弁がありました。

次に、院外処方箋について篠田事務長より説明を受けました。

医薬分業の目的は、病院勤務の薬剤師と保険薬局に勤務する薬剤師の仕事を分担

する。さらに、患者さんにかかりつけの薬局を持ってもらい、かかりつけの薬局では、患者さんの薬の履歴を記録しておくこと、過去に副作用を起こした薬を再び服用しないように、複数の医療機関からの薬や市販の飲み薬との重複や飲み合わせもチェックできます。そのほかにも、病院にない薬も処方できるというので、患者さんに最も適した薬を飲んでもらえることや、病院での待ち時間が短縮できるなどのメリットがあるため、全国的に医薬分業の方向に進んでおるところでございます。

しかしながら、医薬分業の欠点と申しますと、デメリットについては、患者さんが医療機関と保険薬局の2カ所に行かなければなりません。その結果、当然のことながら患者さんには御面倒かけるようになります。また、現在の健康保険制度では、医療機関で薬をもらう場合に比べて、患者さんの支払う負担がふえる場合があります。これは、薬自体の価格は統一されておりますが、調剤に関する技術について、病院は診療報酬査定表、それから保険薬局の場合は調剤報酬査定表で定められておりますので、額が異なるということでございます。

委員長のほうから 私のほうから、美祢の薬剤師会の会長さんから要望がありまして、市立病院の周りは敷地が全部市の関係ですので、従って、駐車場の端っこでもいいから借りることはできないかとの要望に対しまして、副市長より、現在の美祢病院の周りの土地は市の市有地が多く、土地の確保等も市として積極的に協力していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

委員より、患者さんが自由に保険薬局を選べるとのことだが、業者確定後病院での研修と、自由に保険薬局が選べるとのことだが、美祢市に何軒あるかとの問いに対しまして、篠田事務長より、保険薬局は自由に選べる。かかりつけの保険薬局を持っていない患者さんにつきましては、門前薬局、つまり一番身近なところでお薬を受け取ることが想定されます。今でも大体どういった処方が多いのかと、何種類もある薬を一包化することとか、患者さんに御迷惑かけることなく移行したいために、院内で研修をする予定であります。薬剤師会に出した資料は、まず取り組み概要と一日当たりの処方箋、どういった診療科目があるのか、何曜日に何があるとか、さらに取り扱い品目等について説明をしております。広域処方箋応需薬局リストによると、美祢地域に8カ所との答弁がございました。

委員より、市が土地を貸し付けると、そこに建物を建て薬剤師会が運営するならば別ですが、八つの薬局が競争入札で最初に権利をとると、永久的に運営すると年が

たつにつれて問題が起きると思います。今、美東町でも、若干患者さんの不平不満があります。そこで、2年なり年契約と、例えば建物だけは市がつくって提供すると。2年ごとに契約を更新してはどうかとの意見に対し、さらに門前薬局が病院から何キロ離れると薬局をつくる場合距離制限があるかどうかということで、規定があるかどうかとの質問に対しまして、篠田事務長の答弁によりますと、現段階によりますと、今時点では全く白紙の状態であります。というのは、いわゆる薬局のほうの話でございます。次に、門前薬局の距離の件でございますが、病院の敷地内には建てることはできませんとの答弁がなされました。

さらに委員より、土地を購入され、建物を建て、病院で薬局を設置した場合、美祢市病院内でどの程度の経費節減が図れるかとの質問に対しまして、平成20年度決算におきまして、薬剤師の払い出し金額ベースが4億9,500万円でございます。うち、外来における外用薬及び内服薬の処方率というのが、約その62%でございます。ということは、約3億円の納入価格を抑えることができると答弁がございました。

最後に、古屋市民福祉部次長より、現在第一次の美祢市総合計画の中で、安心・安全の確保の中の保健医療サービスの充実を推進するについて、「市の地域医療を守る条例」について提案がありました。地域の医療を守るために、市の責務、市民の責務、医療機関の責務など、医療を守る仕組みを構築するために、最終的には条例を制定する必要がある。

そこで、美祢市の地域医療協議会設置は、議員、医療関係者、保健関係者、福祉団体など、さらに消防、行政関係者長の参加により、地域の医療を守る仕組みを構築してとの説明がありました。時間の関係上、十分な議論ができず、結果として医療、福祉、保健の三者一体での取り組みなど、12月議会に議論を深めることになりました。

そのほか、自治体病院の改革シンポジウムが11月27、28と山口大学の主催におきまして行われます。テーマが、自治体病院改革ということで、27日には基調講演を県立大学の江里理事長、それから特別講演として、済生会理事長の方、医療ジャーナリストの方などの講演がございます。特筆すべきは、28日に各自治体の取り組み状況ということで、パネルディスカッションが開かれます。パネリストとして美祢市長が登壇し、美祢市の取り組みについて医療病院改革等について報告

がなされます。

そのほか県内の自治体病院のいろんな形態、例えば山陽小野田市は、先ほど申し上げました公営企業の全適でございます。周南市立病院は指定管理者制度でございます。本市以外に医療の自治体改革についての取り組みが発表されますので、委員の皆様方に御案内がございました。

最後に、本委員会で同意をいただきました、すべてきょう詳しく申し上げましたが、研究費並びに経営安定補助金など、それによります人材確保、育成に関する問題、それから地方公営企業法の全適の問題、それから病院の運営統括者の設置、さらには、美祢市病院事業運営協議会の設置、経営改善に関する院外処方箋の導入等、当委員会では同意をいたしました、議員の各位の皆様方にも御理解と御支援をお願いいたしまして、病院事業調査特別委員会の委員長報告を終わります。

随分かかりまして、大変失礼いたしました。

〔病院事業調査特別委員長 竹岡昌治君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 病院事業調査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、病院事業調査特別委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、特別委員長の報告を終わります。

続きまして、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大中 宏君 登壇〕

議会運営委員長（大中 宏君） それでは、去る9月16日に行われました議会運営委員会についての審査状況を御報告させていただきます。

9時34分から11時40分まで、委員10人全員出席のもと、議長、副議長並びに議会事務局長、係長2人出席のもとで開かせていただきました。

議会運営委員会に付託されました件につきましては、審査の経過並びに結果についてこれから御報告申し上げますが、議長より諮問を受けておりますこの「議員の定数に関する件」及び「費用弁償」と「兼職となる委員の就任並びに報酬に関する件」の3件ですけど、既に議員定数につきましては、6月定例会でこの委員長報告をしておりますので、今回はその件については省かせていただきたいと思います。

まず、審査に入ります前に、過去4回における経過なり審査の状況について報告

をし、審査に入りました。

最初に「費用弁償」、つまり通称旅費・日当とよくっておりますけど、この件についてですが、これは前回までも大変多くの資料により、いろいろな角度から議論を重ねてまいりましたが、結論に至りませんでしたので、再度各会派に持ち帰っていただいて、十分御協議いただいて、それからまた出席いただくようにというふうなお願いをしておりましたその結果、また事務局長のほうから県下の状況なり、現在13市の中で7市が支給をされておられませんけど、それらについていろいろ話もいたしました。いろんな市民感情からして、やはり支給をしないほうがすっきりしていいのではないかというふうな意見が多数を占めました。この件につきましては、支給をしないということで議会運営委員会では決定をさせていただきました。

次に、「兼職となる委員会への就任や報酬」の件についてですけど、委員会への就任については、法で定められております委員会には、当然就任しなければなりませんけど、その他の委員会につきましては、当面任期の間はそのまま就任、新たに就任する場合については、その中で条例なり、あるいは規則なり要項なりいろいろありますけど、どうしても議員でなければならないものについてと、そうでないものがあります。また、就任したとしても、他の委員との報酬の関係、あるいは委員会活動が議員活動の中に含まれる恐れのあるものについては、いわゆる報酬の二重取りになるというふうな解釈がされがちなものがあります。どの委員会がどれに該当するかは、他地区の事例や条例、規程など多くの問題を抱えておりますので、事務局よりも、各種資料をもとに詳細に説明がなされましたが、不明な点やなかなか理解しがたい部分も多く、規則や規約、要綱や会則など、膨大な数になりますので、今後時間をかけてじっくり慎重に審査・協議を続けていくということになりました。

なお、今後の流れといたしまして参考に申し上げますけど、議会運営委員会の方針が決定をされました件については、会派代表者会議に諮り、全員協議会において報告、了承された後、議運の委員長名で議長に答申をすることになります。そして、条例改正等が必要な件につきましては、改正案についての議案説明を会派代表者会議、全員協議会等で諮りました後に、本会議に議員提出議案として提出をし、可決されて初めて成立する運びというふうになります。

以上、簡単でございますけど、9月16日に行われました議会運営委員会に係る委員長の審査報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 大中 宏君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 議会運営委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、議会運営委員長の報告を終わります。

この際、暫時14時まで休憩をいたします。

午後1時50分休憩

.....
午後2時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 恐れ入ります。先ほどの病院事業調査特別委員会の委員長報告の中で、最後のごろになりますが、例のシンポジウムの県立大学の江里先生を「えり事理長」というふうに申し上げたと思います。慎んで訂正をさせていただきます。「えざと理事長」さんでございます。恐れ入ります。

議長（秋山哲朗君） これより議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第3号平成20年度美祢市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第3、議案第4号平成20年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であ

ります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第5号平成20年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 私は、この委員会に所属しております。賛成ですが、賛成意見として述べさせていただきます。

下水道会計の中で、営業費用の中で給与、給料が628万あるのですが、その中に手当が800万もあるので、給料を上回るような手当があるというのは、これは手当の中にはいろいろ諸手当もあると思います。そして、その中に残業手当も入っているということでしたので、これは800万というのは、恒常的な残業があるのではないかと思いますので、適正な人員配置をお願いいたしまして、賛成意見といたします。（発言する者あり）

議長（秋山哲朗君） 三好議員、ちょっと発言を訂正されますかね。三好議員。

6番（三好睦子君） これは水道会計ですが、美東の時代去年でしたけど、水道の方の人数が足りなくて、年末でしたが大変水道の人員配置の件で職員の数が足りないのではないかと。交互で交流しあうと言われましたけど、やはり地元の方でないといけない点もあるので、やはり職員の方がすごくきついというか、労働強化とか、そういうのがあるのではないかといいまして述べました。

議長（秋山哲朗君） 荒山委員長、今の発言に対して執行部が説明しておると思いますけども。（笑声）荒山議員。

12番（荒山光広君） 今、三好委員のことですけども、今、議事録を見ておりましたら、上水のところで確かにそういった質問をされております。その回答としましては、「手当の中に一番大きなものにつきましては、期末勤勉手当というものが一番大きなウエイトを占める」というふうな答弁がなされております。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。三好議員。

6番（三好睦子君） 別に労働強化でなければよろしいです。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、なら御意見ということで、はい。

そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第11号美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 午前中、布施委員長の報告に若干質問をして議論したつもりですが、余りかみ合っていなかったもので、どうしても私、気になりますのは、その地域の振興策、地域の活性化を対策としてとってほしいという要望なんですね。これが布施委員長の報告であれば、カルストの湯を建設をしたことそのものが、地域の振興策、そういう意見もあるということなんですが、休憩中ひょっとしたかわり合いで、このような提言書なるものを目にいたしました。この提言書は、村田市長、美祢市長、村田弘司殿。

議長（秋山哲朗君） 村田「ひろし」。

21番（南口彰夫君） 「こうじ」じゃない、「ひろし」（笑声）済いません。市長選挙のときよそ向いちゃったから。村田弘司市長殿という形で地域の岩永地区振興対策協議会会長、堂山和志、副会長岩崎一男、同じく岩永下の油利祐治、これは地元間違いなくこういう団体と、こういう責任者がいますね。これが21年3月10日付に村田市長あてに提出をされております。

この中身は、美祢市のまちづくりに向けた提言書の提出についてと。さらに、美祢市の資源を生かした新しい美祢市のまちづくり対策についてという形で、政策施策的な提言となっております。

ポイントとなるのは、見られたらわかると思うんですけど、この図面1枚見ても非常に精密な500分の1の設計で書かれて、当然素人ですてくれるものではありません。それなりのプロがかかわってつくり上げられたものと推察されます。

特に気になるのは、美祿市の新しい美祿市のまちづくりに向けた提言についてということで、当時多額の費用を要して清掃工場をカルストクリーンセンターを建てたと、そのうち1億円は秋芳町長の強い要請により、清掃工場製作に伴う費用として、美祿地区衛生組合より岩永地区振興対策協議会に交付された1億円を全額指定寄附いたしました。このときの条件として、温泉施設の設置に併せて、農産物の直売所及び食堂の設置が約束されましたが、農産物直売所及び食堂は未設置であります。

これの思いを私に託された方々は、当然食堂、農産物の販売所の図面も含めて、村田市長からは非常に胸を痛めておるといった思いが伝わってくるが、結果として、結論として、なぜこれが取り上げられないのかということで、私自身初めて目にしました。

先ほどの午前中の議論の経過もありましたので、私の非常にうがった物の見方もわかりませんが、布施委員長が伏せたのかなという打診を若干いたしました。

議長はこの提言書を御存知ですか。

議長（秋山哲朗君） いや、見ておりません。

21番（南口彰夫君） はあ、はあ。そうすると、当然議員と執行部職員、職員の皆さんは、住民の奉仕者としてその職務に当たられるのが任務であり、当然市長はこの提言書を御存知だと思いますが、間違いありませんね。

そうすると、後はその議会の側なんです。住民の奉仕者が行うことに対して、住民の直接選挙で選ばれた私たちは代理なんですねその代理の者が、地元にかかわるときの条例の改正並びにいろんな新しい規則をつくる。そうしたときには、地元がどういう意見を持っておるか、地元とのかかわり合いがどうなっているかは、これは当然議会の議論と併せてよく調査をするのが、私たち住民の代表の仕事だと思えます。

ところが、残念ながら私自身も、恐らく私と三好議員は日本共産党ということで、保守本流の選挙からいつもはねですから、その他の除かれた部類ですから、私が知らないということはあったとしても、議長も知らない、その上で議員1人皆さん方に聞いたって御無礼なのですが、ところがこうしたものが突然私も目にすると。書かれてみる中身を見ると、非常に地元とすれば、ある程度自分たちのいろんな物心両面で持ち寄せて、それで非常にこのいろんな分析や調査をしながら提言書を提

出されていると。

しかし、これが一度も議会で議論もなされない。そのままこんなものここで破り捨てていいんですよ。ね、議会はこんなものはこういう態度だということを秋芳町の町民の皆さんに久しぶりにうちがピラを出して、いかに無責任な、ええ加減な集団が住民の代表として選ばれて、議場で審議した内容がただ単に安易に委員長報告に御異議ありませんということで片づけられようとしているか。

こういうことであってはならないのではないかなと私自身も若干反省を含めて、これ以上長々言うと嫌みに聞こえますので、非常に短く反対の意見とさせていただきます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。有道議員。

3番（有道典広君） 今の南口議員が意見を述べましたので、委員長が意見を述べるかなと思いましたが、まだ手が挙がってませんので、私が先に言わせていただきます。

当初、今の南口議員が言われたとおりでした。私どもはこの委員会に所属しておりまして、それも検討させていただきました。執行部により二つあるということで、岩永地区の代表者が秋芳地区の振興審議会ですかね、言葉はちょっと違っているかもしれませんが、そちらに来て全員参加でゴーということでなったそうです。私どもが、もう岩永地区の方が代表して出ているということで、岩永地区の方も全員賛成、賛否両論はあったにせよ、賛否のほうが多かったと聞いてます。

今、南口議員の話で聞いておりますと、それがあたかも違っているように見えますが、その辺執行部、ちょっとこの辺ははっきりしていただかないと、我々教育民生委員会で審議をしたというのが、うそになりますんで、その辺ははっきりされたほうがいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 有道議員、御意見ですか。

3番（有道典広君） まあ意見というか、今のいかにも教育民生委員会が審議していないというような言い方に対して、こういう事情があったんだと。私どもは岩永地区も賛成したと聞いておりますけど、それが違うんだったら、ここで執行部のほうで返事をいただきたいと思います。そうでなければ、あのときに岩永地区の方が賛成されて、さらに秋芳地区全員が賛成されたと聞いておりますので、間違いありま

せんね。

議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。今のカルストの湯の運営協議会っていうのがあるんです。そのちょっと組織だけはきちっと整理しないと、今それごちゃごちゃになったものをやっていますから、どういうふうな団体であるかという、ちょっと山田部長のほうから。場違いかもわかりませんが、ちょっと説明させます。このこともちゃんとしております、委員会では。山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） それでは、只今の質問にお答えいたします。

カルストの湯につきましては、運営方針等を決定いたします美祢市高齢者福祉施設カルストの湯運営協議会というのがございます。その運営協議会の中に委員さん6名いらっしゃいますが、委員につきましては、市議会の議員、それから美祢市社会福祉協議会の役職員、それから、社会福祉関係団体の役職員、それから、学識経験を有する者、それから、前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者、その6名の方が委員となっていまして、

市議会の議員ということで、議会のほうにお願いいたしまして、1名議員さんが委員となられまして、美祢市社会福祉協議会の役職員が1名、それから、社会福祉関係団体の役職員といたしまして、秋芳町の老人クラブ連合会の会長、それから美祢市連合婦人会の副会長、それから学識経験を有する者、それから、市長が必要と認める者ということで、岩永地域振興対策協議会の代表ということで、1名の委員さんが出ていらっしゃいます。

それで、市のほうがそこに諮問をいたしまして、開館時間、それから回数券の件、それから使用料について協議をいたしております。二つの協議会があると言われましたが、市は一つのこの協議会しかございません。ここに代表として出ていらっしゃいます岩永地域振興対策協議会っていうのは、岩永、下郷地域における振興協議する協議会ということで、任意につくられた団体です。そこには、代表者の方が6名いらっしゃるそうなんですが、その下部といたしまして、各その岩永地域の区、それぞれいらっしゃると思うんですが、一体となった対策協議会と聞いております。

そこから1名の方が委員として出席をいらっしゃいますので、6名で協議を行い、各地区へその市が提案いたしました条例改正案を持ち帰りいただき、そこで協議をお願いしております。6月から協議を行いまして、その間、運営協議会を2度開きまして、また対策協議会のほうにもよく協議をしていただくようお願い

し、協議をされた結果で8月11日に最後の運営協議会を開き、その場で協議をされて満場一致ということで会長から報告を受けております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） このことは、教育民生委員会でちょっと説明があった中で協議をしたものであります。よろしいです。佐々木議員。

17番（佐々木隆義君） 先ほど部長のほうから、議会代表で出ておられますと。出ておりますのは私です。いっそだまっちゃったんじゃ、私の立場もありませんから、一言申し上げておきますが、今カルストの湯、焼却場施設ですけど、これは過去に今の現有地に建設をした。これは一部事務組合ですから、美祢市・秋芳・美東の一部事務組合として発足をした。そして、機械器具等の更新で、このたびカルストクリーンセンターということで建てかえをしたと。そのときに、地元迷惑をかけるからということで、地元っていうのが、岩永、下郷地区12集落でございます。その12集落が、当初は余り私も地元ですから言いませんが、12集落各区長がそこに参加をしていた。現有は4名。あとの方がなぜ去っていかれたかというのは、申しません。実質発言をされる方は1名です。

先ほど有道議員が言われました満場一致ではなかったのかと言われますが、私が座長を務めておりまして、その方も賛成だと、この賛成をするまでに過去2回、そして直接本人等と執行部等で協議を重ねた上での結果。

それまでに、なら今の振興策関係について地元と協議をしましょうかという執行部が提案をした 結論を出す前ですよ。しましたら、いや、それをやってもらっでは困ると。みんなを集めてもらっては困る。それは意味するところは、私は知りません。「岩永、下郷地区だけの100円を200円にするのはいけない。平等になることについてはいけない」。そうすれば、ほかの地区を今200円を300円にして、下郷地区を200円にするのならいいですかと言ったら、「いや、それもいけない」。下郷地区を300円に上げるんなら平等になるからいい。それはちょっとどういうお考えかはわかりませんが、これは事実だというふうに思いますし、当時出席をしておられた事務局の議事録を見られたら、私が事実を言っておることもおわかりいただける。

振興策が云々とありますが、今の振興策については、布施委員長が報告をされましたように、1億を初めの建設、当初建設をしたときには各集落に幾ら、そして戸

数割で幾らという配分をした。それで、それをして各集落では集会所を建てるとか、あるいはほかのことに使われたと。

従って、当時秋芳町の町長が、個人に配分することのないように、地元振興策となるような使い方をしてくださいということで、地元振興策として今の温泉をそれならどこにつくるかということでありますから、布施委員長が言われた振興策の一環として、カルストの湯ができたということは事実間違いはありません。

以上であります。

議長（秋山哲朗君） その他御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第12号美祢市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。田邊議員。

14番（田邊諄祐君） 急傾斜の件ですけど、これは今までの工事はただで私どももきちんとしてもらいまして、大変助かってる面と、迷惑のかかってる面とがあるわけですけど、少しでも負担するということを、僕は非常にいいことだと思うんです。ただほど高いものはこの世にないつくづく感じたんですよ。

っていいのですが、これは皆さんの税金でやるわけですからね、やはり工事の内容そのものが非常にむだなとこと、それでむだでないところがあるんですね。それから、まだいろいろやっぱり個人の財産とか、いろいろ問題がありまして、隣の人が反対した場合は、どんなに危険があってもできないという面もありますしね、これはぜひ有料にして、今50メートル離れたところで大変皆さん美祢市の人は困っておる方が随分おられます。

ところが、これがただなもんですからね、1人でも反対があったらできないということで、やりたくない人でも写真を斜めに撮って、わざと近づけてやるような人

があって、大変本人はやる気がないのに、そういう無理をしてやるようなのが現実だと思います。

従いまして、急傾斜地については、私はやっぱり専門家の意見、本当の市民の意見を聞いてね、もっと節約随分できると思いますし、一方危険なところは、それは何はさて置いても、安全・安心のためにくっさびがなくて僕はやってあげんにやいけんと思うんですよ。その辺で、個人でやるっっちゃうことはなかなかできませんのでね、今その適用範囲になってない人は、非常に困っておられる方随分おられるんですよ。

ですから、その辺の工事の面の内容についても、土木の本当の業者の中に専門家おられて、やはり検討されて、地面の安定っていうのは、一つは土の内部摩擦核と粘性、粘りけですね、それを要するに水分が含むと、自然に水平の部分でも崩壊するんですよ。ですから、急傾斜地の上に排水路を設けて、水が絶対こないようにしたら、崩壊するのなんかしないんですよ。

だから、その辺も含めて、僕は本当にこれ市民が関係者が一部でも負担すれば、そんなでたらめな工事はできんと思うんですよ。だから、僕は非常にいいことだと思いますので、ぜひこの推進していただくように思いますし、それから、これを議案された方に大変敬意をあらわしまして、感謝の気持ちでいっぱいです。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第13号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。有道議員。

3番（有道典広君） 先ほどから述べておりますが、過去2年来竹の事業の反対をしておりましたので、反対の意見を述べさせていただきます。

一つは、今後の事業の見通しがさだかでないということと、先ほども言いましたが、竹岡議員の話によると、ちょっと内容がよくわかりませんが、赤が520万くらいじゃないかという話もありまして。実際は2,000万円の赤字というのはどういうふうになっておるのかというのが、はっきり示されておりません。

それと、このくらい少なければ、借入金でまかなってやはり民間事業としての収入の考え方を変えていただいて、ひとつ事業を進めていかないとできないんじゃないかと思います。

どちらにしてもひとつお聞きしたいのは、2,000万円の赤字と520万の赤というのは、どういう違いがあるのかがちょっとよくわからないんですけど、執行部の方の御理解はどのようになっておるのでしょうか。質問になるからあれですけど、ということで、結局というか、私はこの事業は失敗するとかねがね思っておりますので、この件に関しては反対を表明させていただきます。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 有道議員から2回も名前は出ましたので、佐々木議員さんと一緒にだまっちょくわけにいきません。

私が申し上げましたのは、700万から500万くらいだろうと。それから、今有道議員が言われるのは2,000万と、全く整合性がない話じゃないかと、こういう御指摘だろうと思うんですね。

私一般質問のときも申し上げたと思いますが、やはりこの事業は竹の繁茂対策、

美しい山づくりの中でやっておられるということは理解できておりますし、川上だけじゃなくて、川下もどうするんかということから、資源活用をどのようにするかというので、その中での話の中で出たんだらうと思うんですね。

確かに、去年の実験事業から含めて今日まで、資金不足が起きてるのは事実でございますし、ただ今期の21年度の計画を見させていただきましたらば、すべて製造原価がそのまま販売原価になってたと。これは、有道議員も企業経営されているんでわかりだらうと思うんですね。製造原価が即販売原価になり得ることはございません。従って、販売に見合った販売原価、つまり売上原価、これをきちんと経理区分をしないとよくはわかりませんが、いずれにしましても経費がマックス七百何万という計画が出ておりました。従いまして、700万の赤字は収入がゼロだったら出てくるというのが、最高の赤字額。

その中で販売利益がございまして、少なくとも2割か3割を稼ぐということになれば、500万ぐらいじゃなかろうかということで、どこで私がしゃべったかわかりません。何回もおっしゃるんで、私はそういう意味で、いわゆる今期その何千万という赤字が出るんじゃないよ。あれは、執行部が出された資料を見させていただきましたら、キャッシュフローの話であって、損益計算書じゃなかったということから申し上げたつもりでございます。ちょっと誤解があるんじゃないかということで、執行部が答えられませんか、私がどこでしゃべったか記憶がございませんが、名前が出ましたんできちんと整理をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。有道議員さん、理解していただけましたでしょうか。まだわからん、はい。

いずれにしましても、総製造原価と販売原価の違いというのは、また機会がありましたらお話ししたいと思います、違うということだけ御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 6号議案で災害の復旧工事や緊急雇用対策等の賛成できる議案はたくさんありますが、この今の竹材資源の2,000万について、ちょっと不信に思うことがございます。失礼な言い方をするかもしれませんが、済いません。

20年度予算を見れば、このたびの緊急雇用創設事業補助金の中に、森林景観保

全事業及びシカ防護柵維持管理事業と、都市公園管理事業とこれあります桜山と来福台の公園の整備ということですが、これはもともと予算書を見れば、林業振興費になっているのをわざわざ緊急雇用に入れてるっていうことは、この竹材のために組み替えてるっていうことは、この2,000万を出すための組み替えだったかなと思って、ちょっと不信なんですけど、ちょうど1,000万からして差し繰りをされてるような気がしてなりません。

国が緊急雇用対策とか、今回いろんな対策を出した中には、まだまだやるべきことがあります。例えば、児童館、いろいろな雇用対策についても、まだこれはやられてないなということがたくさんあります。そういうのにやってほしかったなと思います。

それと、今回の敬老の日に、市からのお祝いの品が竹の箸が、割り箸が3セットと、それから水煮が入ってました。竹の子の水煮は、これは75歳以上の方のお祝いの品にいいかな、とても料理はできないなと思います。そして、割り箸を3セットもいただいても、そんなにうれしくはないと思います。そういった面で、何か割り箸が在庫が多いので在庫処分に使われたような気がしてならないんですけど、高齢者の方からも意見はたくさん聞いてます。「本当に市にお金がないのだったら、こんなことせんでも、小さくてもいいから、紅白のおまんじゅうでよかった」と、「そのほうがよっぽどすぐ食べられて、茶菓子になるよ」と言われました。

私が不信に思うのは、その箸が敬老の日のお祝いに使われてしまったと。もう仕方がなかったのかなと思いますが、やはり敬老の日でしたら、やはり敬は敬う、ある人が言われましたが、「敬は軽っていう字に変えられたんじゃないかね」とか言われましたが、在庫処分しなきゃいけないという気持ちはわかりますけど、その一方、敬老の日に使ってほしくないなと思いました。そんなにあれだったら、各家庭に1個ずつでいいから配っていただきたかったなと思うので。

それと、竹の繁茂対策でこれが行われてるわけですが、山は竹ばかりではありません。去年も私言いましたが、林道を整備しないと山も守れません。そういった面で、やはり2,000万を使われるのであれば、ほんとスズメの涙、ジュース代ぐらいの林道の補助金に、美東合併でなくなったんですけど、今回の補正でも上がらなかったのが残念に思います。そういった面で、この6号議案にはちょっと賛成しかねます。そういった国の緊急対策とか、こういったするべきことがたくさんあるの

に、こっちへしてされてないということと、今のような事情、私の気持ちで賛成はできません。反対意見とします。

それから、竹のことについてですが、これからの経営の安定化というか、頑張っていけるためにも、私思うんですけど、竹の水煮だけではなくて、農家の方がフキとかワラビとかをとってやるということも大事だと思います。そして、私思うんですけど、とるものじゃなくてつくることも大事ではないかと思います。

だから、いろいろ考えるんですが、大豆の水煮、これを大豆を農家の方につくってもらって、大豆の水煮、今国産が本当に少ないので、大豆の栽培をして、この今のある施設で竹の子の水煮だけではなくて、大豆の水煮とかもやっていただきたいなという意見を述べます。終わります。

議長（秋山哲朗君） 布施議員。

16番（布施文子君） 商工総務費の2,000万円についてですが、今、竹箬を敬老の祝いの品物に使うのはどうかという御意見がありました。私はそれでいいと思うんです。その費用は、今の販売のほうに入っていく。しかも、美祢市の今頑張っている品物としてPRにもなる。だから、何としてでもここで美祢市の方々にいろいろな形でこの販売について努力をしていただきたいという面から、私は敬老会の商品として選ばれたことは、私としては賛成したいと思います。

ただ、この2,000万円につきましては、計画当初から大変ずさんだという言い方があうかどうかわかりませんが、平成、ことしの平成21年度の竹箬の生産状況を見ますと。8月現在の末で生産量が64万3,500膳、在庫数が520万膳というような数字が出ております。これを見ただけでも、これは今からどうやって販売をしていくのか、何とか建て直していっていかねばいけぬ、ここでつぶすわけにはいかぬというふうに思います。

市民の大切な市税を2,000万ここで投入するからには、何とかそのむだな投資と、それからやめてというか、むだな投資にならないように努力をしていただかなければならないというふうに思います。

美しい山づくりということが大きな前提でありますので、美しい山づくりをすることを大前提として環境を整えて、木材資源も有効活用していくと。それから、宇部市、小野田市の森林のもと、水のもと、水源のもとがこの美祢市の森林なんだということになりますと、やはり美祢市のこの山は、里山づくりとしてしっかりと整

備をしていかなければならないんだと思います。そうすると、この2,000万は投資であっても、生きていく投資に変えていただきたい。そのためには、やはりまず体制を整えかえていただかんじゃあないかと思うんです。

次に、その考える、アイデアを出す人と、それからやる気のある人材を登用していただきまして、起用していただきまして、この2,000万が死に金にならないように、ぜひ頑張ってくださいという思いを込めまして、賛成をしたいと思えます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） この竹箸の件、もう当初から当時の美祢市議会におられた議員の皆さん、ちょっとわだかまりを持っておられて、ずっと本当にこの事業大丈夫かという不安のもとでスタートした事業であります。でも、しかし事業をスタートしたからには、成功させないといけないということで、今、布施議員さんが言われたとおりだと思います。

まだ市長が何もしないって言うことと言われるような、ちょっと耳に聞こえたんですけど、私ちょっと市長と東京に出張して、市長の弁明をするわけじゃないですが、市長と一緒に出張して、丸の内の丸ビルの中にはし屋がありました。私が見つけて、市長をすぐ連れて行って、ここのはし屋の店長に、いや、実はこういうはしがうちの美祢市というところで作ってるんだとPRしていただきました。そうすると、同じような竹箸が1本2,000円とか3,000円とかで売ってあるんですね。

そういった付加価値をつけて売るってことのアプローチ、今言われた布施議員のアプローチをやっていくと、これは市長ともそのときの出張の間にずっと話ししましたけど、市長もその考えで今東京のほうに売り込みをされてるということで、今執行部が答弁できないんで、すごく市長も言いたいだろうというふうに思っておりますが、そういったこともあると、努力されてるということを含めて、やはり確かに難しい事業というのは重々わかりますけれども、もう少しその努力を見て判断していきたいなというふうに思って、賛成の意見とさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 今、西岡議員が言われたように、執行部が答えられる場で

ございませんので、私もこの春から市長から監査の立場、それからもう一つは、コンサルの立場として少し見てもらえんでしょうかということで、実は見させてきました。

ところが、もともとこの事業はどなたかがおっしゃったように、行政がやる仕事で山をきれいにしたり、あるいは資源活用をしたり、檄が出るようなもともとなかったと私は思ってます。

そこで、私が一般質問で申し上げたように、指定管理者制度にするためには、多少のその指定管理委託料を出すべきじゃないかという質問をさせていただきました。それも、実際に当たってみての話です。それから、今、布施議員さんがちょっと500万本とおっしゃったんですが、多分けたを間違えられたんだろうと思います。今在庫が100万ちょっとぐらいでございますから、ちょっと書き方が悪かったのか、その辺はちょっとよくわかりませんが、3月末でもそんなにございませんでしたし、それから、マックス大体月産18万本ぐらいでございますから、500万本という数字にはございません。

今、西岡議員が言われたように、銀座用のはしということで、特別に研磨したり、刑務所の中でできるだけ付加価値が高いもの、これもどこかで話が出たと思いますが、原価がどうしても6円から7円かかります。ってというのは、1本の竹が200円で買い取ると。これ以下になりますと、なかなか農家の方が出されませんので、200円で買い取れば、百数本しかできません。従って、もう原竹の段階で1本2円近くかかってます。それに人件費掛けますと、どうしても6円から7円かかってると。

じゃあ、それを3円、4円の世界で売ったんじゃだめだというんで、この9月、特に9月からとにかく付加価値をつけて売ろうじゃないかというんで、大体今目標としては、1本十数円以上とりたいということで、5膳入りを100円だとか、そうすると20円ですね。そうした形で一生懸命現場が取り組んでおることも理解をしていただきたいし、布施議員さんがおっしゃったように、中間管理者がお金がないために、置けない状況でございまして、私も実際にお手伝いした中から、ぜひ御理解をいただきたいなというふうに思っております。

期待に沿うかどうかわかりません。行政のやることにすべて赤字になるのはだめだとおっしゃるなら、道路も橋もつくるわけにはいきません。その辺も行政の仕事

の一つであるということの御理解をいただいて、私はせっかくお手伝いしてますから、もう少しなんて非難されても、お手伝いをしながら、この会社が一般的に公募して指定管理者制度に乗れるような体質にしたいというふうに考えておりました、賛成の立場から意見を述べさせていただきました。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） それでは、まず簡潔に2点ほどの要望を申し上げて、賛成意見としていきたいと思っております。

今回いろいろ事業で財政健全化法に基づいて監査委員、個別外部監査委託料という形で200万円程度予算がついております。今回、実際内部の監査ということで、非常に内容的に問題点、課題点、非常に明確にしっかりと今後の問題点について指摘して、非常に内部監査としては、私は非常にいい監査をされているなということを思っております。

それで、今後また別個に、この外部監査がされるということで、私は今回内部監査以上のこの将来的負担比率、そして公債費比率を下げていくような私は助言があると、そのように確信してますし、そういった外部監査の今後説明が済んだときには、きっとしていただきたいということであります。それが第1点。

第2点が、今先ほど来より竹材の資源活用事業、これは一生懸命行政もされてきた問題でありまして、今後生産した竹箨に関しては、営業をしっかりと今後重点的にもっていこうということを言われております。そして、今実際雇用も確保されて、今実際美祢市の方も働いておられるということで、私はもう少しせっかくここまで事業を進めてきた問題でありますから、もう少し私は三、四年、しっかりとこの営業等の成り行きを見ながら、それでも力を添えてやったけれども、今後とも赤字が続くような傾向であれば、私はそのときには反対をしていきたいと思っております。

今のところは、しっかりとこの点については応援するところはきちっとして、今回の予算、一般会計の補正予算についてのこの竹材資源活用事業に関しても、しっかりと賛成ということで、要望兼かたがた御意見を述べさせていただきました。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 大中議員。

20番（大中 宏君） 先ほど布施議員が大変いいことを言われましたので、私もそれに刺激されて賛成のほうで意見を言わせていただきますが、せんだって敬老会

で配られましたあの竹の箸と水煮の袋を見られて、多くのお年寄りの方が「美祿にもこんなに素晴らしいものがあるんか」と、「こんないい物があるなら、もうちょっと宣伝していくべきじゃなからうか」というような意見が大変たくさんありました。

特に、水煮についても、特に高齢者の方は今御婦人家でいろんな保存食をつくっておられます。竹の子も自分方で水煮をして、あるいは冷凍して保存されておりますけど、これだけ美しいおいしいものはないと、こんだけのものをこんな形でやったらもったいないと。敬老会に出されたのは、素晴らしいPRになるんじゃないかと。これで、年寄りもひとつこれに手助けできれば、うんとやっていきたいというふうな声をたくさん聞きました。

特に、山口県は森林税として500円ほど取ってます。これもやはり田舎のいわゆる中山間における、特に荒廃した山を大切にしていくと、しいては漁業の応援、保存活用にもなるというふうな形で、大変いい方向に進んでおります。

ですから、先ほどから若干後ろ向きな意見がありますが、議員もひとつ執行部と一緒に力を合わせて、今23年度まで大体簡単な計画を出されておりますけど、ひとつ積極的にこれに参加すると。1人が1人、1アイデアを出していただくの、ひとつみんなも、議員も私は一緒じゃないかと思うんです。ここ美祿市をよくしていくには、やはり議員26人が力を合わせれば、もっともっといいアイデアが出るんじゃないかと思しますので、私はそういう意味でこれからもマイナスな意見を持っておられる方も、積極的なそのアイデアを出していただいて、これから美祿市の活性化に努めていただきたいと思います。

特に、フクロウが前に書いてありましたけど、私は福・老と不・苦勞と考え方が逆になるんですけど、何かの意味は、年をとられても不幸がないようにというふうに言われましたけど、私は福が老後も訪れてくるんじゃないかというふうに受け取りましたけど、このように非常に大切なせっかくの資源ですから、力を合わせてひとつみんなでこれを盛り立てていこうじゃないかというふうに思います。

以上で、賛成意見を終わります。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 6号議案には、この一般会計補正予算ですから、災害復旧を含め非常に重要な市民の生活にかかわる予算が盛り込まれております。それを思

うと、当然これは議決すべきであり、十分審議も尽くされていると思います。

しかし、今農林開発株式会社の問題について、2,000万円の補助金的な支出、これ今まで論議された中でどうしてもまた納得が私自身ができないわけです。6号議案に対して、反対意見だということになると、全般的から見ればわずかな金額であり、これをもとにこの議案に対して反対することは、やはりできにくい。

そういう意味で、この問題については、ことしだけじゃなくて今後ともこれは展望があるかないかと、とても不安を持っております。今前向きにお互いにひとつ盛り上げていこうと。マイナス発言じゃなくて前向きにすれば、貴重なこの市民の税金を有効に活用する、時には思い切って方向転換も必要であるかもわかりません。

そういう意味で、私も市民からこの問題どうなってるかと言われたときに、大賛成であるという、そう説得するまだ自信もございません。多くの不安を持っております。しかし、先ほど布施議員の発言がありましたように、やはり前向きに向かってひとつこの事業がこれから前進することを願って、一応賛成の意を表さざるを得ない、そういう今心境であることを申して、私の賛成、反対ともごもとした立場でございますけれども、ひとつ執行部におかれまして、赤字をずっと継続して市民に迷惑のかからないような、そういう対応をお願いして、私の発言を終わります。

議長（秋山哲朗君） 有道議員。

3番（有道典広君） いろんな意見が出ましたので、ちょっと私も再度御意見。

当初、この事業をやるときに、3年後には黒字ということで聞いております。しかも、その当時の市長が、3年後資本金を2,000万円ですね、そのうち預金を食いつぶすと、配置も含めて検討すると発言もされております。

それを逆手にとるわけではございませんが、毎年毎年出てくるデータがいつも少ないですね。それでまた本年度出て、来年はこうなる、再来年はこうなるを書いてあります。こうならなかったらどうなるんかと。私もせっかく立ち上げた事業ですから、私も反対するばかりじゃいけませんので、箸の販売なんかも協力はさせていただいてるんですけど、こういう格好で毎年、また来年は違う書類が出てきまして、決算書が内容が変わりましたと。これをどんどん続けていくことに、非常に危惧を感じておる次第です。

先ほどもそれで話がちょっと出ましたが、経費に関しても製造原価も当然出ております。販売費も管理費も。これが全部で売上原価じゃないかと思うんですけど、

先ほど限界収益っていうんですかね、これはちょっと調べましたら、管理会計、財務会計と管理会計の中で、管理会計の中に入るということで、これをクリアしないと事業が成り立たないという格好で出ておるにもかかわらず、こういった予算が毎年出てくると、これは非常におかしいんじゃないかと思っております。

それと、あと美しい山づくり、これに関してはいささか反対するものではございません。ただ、今施設と美祢農林開発、道の駅もありましたけど、第三セクターにやってこうして赤字を出すというのが、果たしていいのだろうかという御意見を私が出した関係で話しております。

そういったことで、また3年後も 3年後じゃなくて、私の調子で見ますと、また来年1,000万円では足りないんじゃないかと思えますけど、皆さんも努力されると言っておられますから、このとおりになるんかどうかわかりませんが、過去今まで私が皆さんに提示いただいた書類どおりになったことがございませんので、この件に関してだけは反対させていただきます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 田邊議員。

14番（田邊諄祐君） 反対ばかりで申しわけないんですけど、私はこの発想そのものは非常にいいと思うんですよ。特に、荒廃した森林資源、これは一刻も早く昔のように蘇りたる夢を持っています。

しかし、まだ美祢市にはいろいろやることも多いんですね。ですから、これにも力を入れていただき、ほかの例えばシカの対策なんか市長は機嫌が、私がこれを言うと機嫌が悪くなりますけど、そういうのにも先般真木、羽永部落のほうから市長のほうにお願いがいつてます。今から4年ぐらい前に、シカやイノシシが出て困るということで県に話をしまして、なかなかこういういい制度があるといつて市のほうに行ったら、「いや、そんなものはありません、知りません、わかりません」つて言われたんですよ。

ですから、県のほうに相談をして、美祢市の例えば西厚保地区、於福地区、於福地区の宗済、各美祢市の全体の人々の判について、森林組合の組合長、それから農協の組合長の判についてお願いをしたんですけど、シカの国境線をやるんだと言われたわけですよ。

ところが、最近シカの被害皆さん耳の中に入っていると思いますけど、だんだん

シカの被害がふえてるわけですね。このままいったら農村はみんなあきらめにやいけんって言ってるんですよ。それなのにね、私は何回も農林課のほうに意見具申にも行きました。しかし、取り上げてもらえません。来年か再来年にやりましょうと。それで、最後は市長の判断ですよと言われるんですよ。

最初はいい返事だったけど、後々だんだん消極的になりましてね、僕はですからね、市長はほんとやる気があるのか、口先だけじゃないんかという非常に危惧を持っています。観光資源等も大事ですよ。これを買わずのがやっぱり美祢市の目玉と思います。我々はそういうのを決して反対するわけじゃありません。しかし、農村にとりましては、シカ、イノシシ、サル対策は、死活にかかわる問題なんですよ。

先般、今自由民主党は大敗しました。しかし、谷垣さんはシカ、イノシシ、サル対策を和歌山で上げております。これはどういうことかということ、和歌山は台湾のサルが入ってきて、非常に農産物を荒らしてるんです。ですから、それも重点的にやりますとはっきり言ってるんです。

市長も公約の中で、シカ、イノシシ対策については、やりますと言うておられるんですよ。ですから、やっぱりその辺にも熱を入れてもらわんとね、田邊は反対するから、おまえの言うことはきかんちゃうんじゃ困るんですよ。

ちゅうのが、私は少なくとも1,050名の支持者を得てるんです。それで、ええですか、よく言いますよ。私は市の市長の執行部の間違いがノーっていうことをうたって出てきてるわけですよ。ですから、今自民党は大敗しました。僕は負けるのが当たり前だと思います。これは5年、10年絶対続きますよ。皆さんやっぱりむだをなくしてやっていかんにゃ、僕は絶対これから私たちもホームレスになる可能性があるんですよ。

ええですか、若い者がだんだんいなくなるんですよ。ちゅうことは、税金を納める人がいなくなって、私も親父やおふくろは年をとって、私随分苦労しました。年寄りっちゅうのは、物すごい金がかかるんですよ。それで、それは全部税金で、ありがたいことに税金で皆何とかそこそこできました。しかし、我々の代になったら、若い者に犠牲にすることはできないんですよ。要するに大人がクレジットカードを切って、子供にそれを借金を皆回すっていうことは、我々政治家である以上絶対できないんですよ。

ですから、やっぱり市民の声を聞いてね、大事なことはやらにやいかんけど、し

かしそういう本当に根本的に今問題になってることをやっぱりきちんとやってもらわんと、僕は美祢市はほんとだめだと思いますよ。美祢市には梨とか栗とか、特産がいろいろあるんですよ。そういうのに力を入れて、なおかつ今、市長が言われます森林資源、これも今非常に最初不況なんですよ。ですから、私も森林組合に2回か3回お願いをしまして、最近事業をやりました。しかし、景気が悪いもんだから、しわ寄せは皆生産者に来るとですよ。森林組合の方一生懸命やってもらいます。組合長までいろいろ協力してもらいました。しかし、最初の約束と違うんですよ。っていうのは、余りにも情勢が厳しいから、そういう結果になるんです。

ですから、やはり農村のやっぱり復活は、やっぱり本当に地下足袋をはいて現地の人意見を聞いて、また事業を経験した人の意見を聞くことが僕は一番大事だと思います。特に竹について、せっかく竹の子があるため造成されました。しかし、半分は使えないんですよ。ちゅうのは、竹の廃材を全部埋めていますからね、それを僕は先般、要するにシュレッダー、粉碎機を買って、あれを粉にして肥料にすれば、せっかく造成したところを全部使えるんですよ。それたった700万か800万なんですよ。

ですから、そういうことをこれは森林組合の組合長から私言われて、今言ってるわけですけど、だからそういうのを率直にやっぱり聞いていただいてやるのが、竹岡さんの今言われた、それから布施先生、皆さんが言われた意見に僕は達成することになると思うんです。

やるにはいろいろ問題点があって、結局僕らはよう踏み切らないんですよ。私の家も竹は10ヘクタールぐらいあります。組合長は熱心に来られて、田邊さん何とかならんかっていうから、私も反対するだけじゃいけんから、協力する気であったんですよ。しかし、こういう難問題がいろいろあって、行政が聞く耳を持たん以上は、絶対成功しませんよ。ですから、大事なことは、やっぱり現地で地下足袋をはいて、本当に働いてる人の意見を聞いて、それを実行することなんですよ。それは一刻も早く、1年、2年先まで待たせるような行政じゃ、僕は絶対うまくいきませんよ。

私はね、みんな笑うかもしれませんがね、これからほんと5年、10年先ったら、日本に若者は住まなくなりますよ、このままいったら。借金まみれになってね、税金も5割以上とられたら、日本に住むのは本当考えると思いますよ。ですから、

私6年前にあのとき当時は500万円ぐらいの借金があったんかな。それで言いましたら、皆さんはあれ借金はとか、田邊はとんでもない考えをしてると言いましたけど、今（発言する者あり）はいはい、そういうことで、ぜひひとつ市長も頑張っしてほしいと思いますしね、ほかのことも本気になってくださいよ。

そういうことで。（笑声）

議長（秋山哲朗君） 山本議員。

15番（山本昌二君） 短くやります。どうも濟いません。先ほど大中議員さんの発言の中で、例の竹箸の件につきまして議会も本気になろうというお話がありました。実は私もせんだって担当課に参りまして、竹箸を預かって帰って、旧美東町のほうの施設ですね、福祉施設あたりを回っております。

そしたら大変喜んでおられるところもありますし、1例を申し上げますと、お年寄りの施設はたくさんおられるところは、いつも同じ箸を使っておられるというような状況ですが、この竹箸が安いということであれば、そして何ていいますか、非常にいつもいつもこれが使えるという状況であれば、考えてみようというところが今二、三カ所あります。そういうことで、やはり議会議員としても、さっき大中議員さんが言われたようなことも、この新しい施策について対応すべきだろうというように思います。

今、田邊議員さんが申されましたように、このことによって林道も作業道がつけて、非常に将来的にも何ていいますか、明るいきざしが出ておるということも、前回の委員会でも申し上げましたが、この辺も考えてみれば、非常にこの開発についてはいいことであろうというふうに思います。竹の子はまた来年芽が出て、また立派な竹になります。そういうことで、頑張りましょう。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第8号平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第9号平成21年度美祢市老人保健医療業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第10号平成21年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号字の区域変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。只今決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。この間に会派代表者会議、議員全員協議会、議会運営委員会の開催をお願いいたします。議会運営委員会終了後、本会議を再開いたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

午後 3 時 1 4 分休憩

.....

午後 4 時 3 0 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

本日の会議時間は、会議規則第 9 条第 2 項の規定により、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

只今机上に配付いたしましたものは、議事日程表（第 4 号の 1）、議案付託表、会議予定表（その 2）、以上 3 件でございます。御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。日程第 1 5 から日程第 2 9 までを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 1 5 から日程第 2 9 までを日程に追加することに決しました。

日程第 1 5、会期延長についてを議題といたしたいと思っております。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により、10 月 6 日までの 11 日間延長いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、11 日間延長することに決しました。

日程第 1 6、報告第 2 号から日程第 2 8、議案第 2 6 号までを、会議規則第 3 5 条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日提出いたしました追加報告2件、議案11件について御説明申し上げます。

報告第2号は、平成20年度の決算に係る健全化判断比率についての報告であります。

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、平成19年度決算から財政健全化に係る各指標の公表が義務づけられ、また平成20年度決算からは、指標の公表と併せて基準を超える団体は早期健全化計画等の策定が義務づけられ、早期の改善に取り組まなければならないことになっております。

それでは、平成20年度の決算におけるそれぞれの指標について御説明いたします。

まず、実質赤字比率についてであります。一般会計等の実質赤字が地方自治体の標準的な一般財源の規模をあらわす標準財政規模に対する比率であり、また、連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び企業会計の実質赤字等の合計が標準財政規模に対する比率であります。これら両指標とも黒字となっており、赤字比率は生じていないという状況であります。

続きまして、3カ年平均の実質公債費比率についてであります。

これは、一般会計等が負担をする借入金の元利償還金である公債費及び他会計繰出金のうち、償還金に充てたものなど、公債費に準じた経費の及ぼす財政負担の比率で、平成20年度においては、対前年度比1.1ポイント減の17.3%となり、早期健全化基準値である25%を下回っているところであります。

なお、この比率が高い場合、地方自治体における資金繰りが悪化していることをあらわすものであります。

最後に、土地開発公社や第三セクターなどを含むすべての会計の将来負担比率についてであります。地方債残高 借金ですが、残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率で、対前年度比20.1ポイント減の149.7%となり、早期健全化基準値である350%を下回っております。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫される可能性があるという指標であります。

以上、それぞれの指標につきまして、地方公共団体の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見書を付し報告するものであります。

報告第3号は、公営企業の平成20年度の決算に係る資金不足比率についての報告であります。

これは、報告第2号で御説明を申し上げました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条に基づく財政指標で、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率についてであります。

それでは、平成20年度決算に係る会計ごとに御説明いたします。

美祢市水道事業会計、美祢市病院等事業会計、美祢市公共下水道事業会計及び美祢市農業集落排水事業特別会計並びに美祢市簡易水道事業特別会計におきましては、資金不足は生じておりませんが、美祢市観光事業特別会計において資金不足比率が169.5%となり、前年度より44.7ポイント改善をしたものの、経営健全化基準値の20%を上回っております。この比率が高いほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しく、経営状況が深刻化していると言えます。

この資金不足の主な要因としまして、バブル経済の崩壊や観光ニーズの多様化、少子化の影響により入洞者数が減少したことと、観光事業にかかわる人件費の負担が大きくなったこと等によるもので、今後は観光客の集客対策と人件費等、経費の圧縮等により資金不足の解消により、一層努めてまいり所存であります。

なお、平成20年度決算において基準値を上回ったことから、平成21年度中に観光事業特別会計に係る経営健全化計画を策定し、早期の改善に取り組んでいくこととしております。

以上、それぞれの会計の資金不足比率につきまして、地方公共団体の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付し報告するものであります。

議案第16号は、平成20年度美祢市一般会計決算、議案第17号は、平成20年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算、議案第18号は、平成20年度美祢市観光事業特別会計決算、議案第19号は、平成20年度美祢市環境衛生事業特別会計決算、議案第20号は、平成20年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算、議案第21号は、平成20年度美祢市老人保健医療事業特別会計決算、議案第22号は、平成20年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算、議案第23号は、

平成20年度美祢市介護保険事業特別会計決算、議案第24号は、平成20年度美祢市簡易水道事業特別会計決算、議案第25号は、平成20年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算であり、それぞれの会計の決算につきまして地方自治法第233条第3項の規定に基づき、市議会の認定を求めるものであります。

なお、別に監査委員の意見書と予算執行実績報告書を付しておりますので、よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第26号は、美祢市職員の特殊勤務手当に関する条例及び美祢市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてであります。

現在、本市病院事業につきましては、美祢市立病院及び美祢市立美東病院並びに附帯施設により構成されておりますが、これらの施設を統括して一体的に管理運営することによりまして、事業及び経営の効率性をより一層高めるため、統括管理者を新たに設置することに伴います美祢市職員の特殊勤務手当に関する条例及び美祢市職員等の旅費に関する条例につきまして、所要の改正を行うものであります。

以上、提出をいたしました追加報告2件、議案11件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

日程第16、報告第2号平成20年度の決算に係る健全化判断比率についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告2号を終わります。

日程第17、報告第3号公営企業の平成20年度の決算に係る資金不足比率についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告3号を終わります。

これより日程第18、議案第16号平成20年度美祢市一般会計決算の認定についてから、日程第27、議案第25号平成20年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてまでの質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程の順序を変更し、日程第29を先議したいと思いを。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第29を先議することに決定いたしました。

日程第29、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第16号から議案第25号までの10件の審査をするため、委員会条例第6条の規定により、23人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置したいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第25号までの10件を審査するため、23人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決しました。

なお、設置期間は、その審査の目的が終了するまでといたします。

只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長、副議長及び議員から選出された監査委員を除く23人の議員を指名いたしたいと思いを。

お諮りいたします。議案第16号から議案第25号までについては、議案付託表のとおり決算審査特別委員会に付託いたしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第25号までについては、決算審査特別委員会に付託することに決しました。

この際、御報告申し上げます。

特別委員会の正副委員長が決まっておりますので申し上げます。

決算審査特別委員会委員長に徳並伍朗議員、副委員長に山中佳子議員が就任されましたので、御報告申し上げます。

この際、正副委員長よりごあいさつの申し出がございますので、お願いをいたします。決算審査特別委員長さん、副委員長さん、お願いをいたします。

決算審査特別委員長（徳並伍朗君） 只今決算審査特別委員会の正副ということで、2名が徳並と山中が先ほど全員協議会において推挙をいただきまして、一応御拝命をいただいたわけですが、決算審査特別委員会はスピーディーに、じっくりと時間かけて執行部の説明を聞いて、そして円滑に進めていきたいというふうに思います。

それには、議員の皆様方の御指導がなければいけないというふうに思っておりますし、ぜひともよろしく御協力をお願いいたしまして、目的が遂行されますようによろしくお願いいたします。（拍手）

議長（秋山哲朗君） 日程第28、議案第26号美祢市職員の特殊勤務手当に関する条例及び美祢市職員等の旅費に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第26号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩をいたします。この間に委員の皆さんは総務企業委員会の開催をお願いいたします。

午後4時49分休憩

.....

午後5時17分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第28、議案第26号美祢市職員の特殊勤務手当に関する条例及び美祢市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に関し、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 荒山光広君 登壇〕

総務企業委員長（荒山光広君） 只今より総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

本日本委員会に付託されました議案第26号美祢市職員の特殊勤務手当に関する条例及び美祢市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてにつきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、冒頭に執行部より、秋芳地域におけるケーブルテレビの宅内工事について、その後山口ケーブルビジョン商工会と市の協議によりまして、美祢市商工会員であれば実施できることを確認しましたとの報告を受けました。

引き続き、本委員会に付託されました議案につきまして、執行部より、このたびの改正は病院事業の一体的な管理運営をより強化するために、新たに統括管理者を設置することに伴い、関係する二つの条例について改正を行い、施行期日は平成21年10月1日からですとの説明を受けました。

さしたる質疑、意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、総務企業委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

これより議案第26号の討論、採決に入ります。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会をいたします。

なお、議員の皆様には、17時30分から第1、第2会議室におきまして、議員全員協議会を開催いたしますので、御出席をお願いいたします。

午後5時20分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年9月25日

美祿市議会議長 秋山哲朗

会議録署名議員 佐々木隆義

〃 原田 茂